

向日市次世代育成支援行動計画

むこう・元気っ子支援プラン

後期計画素案

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2

第2章 向日市の子どもを取り巻く現状

1	人口・世帯の状況	3
2	就労状況	8

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

1	保育サービス目標事業量の進捗状況	11
2	主な事業の取組み状況	12

第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	34
2	計画の視点	34
3	基本目標	35
4	施策の体系	36

第5章 施策の展開

基本目標	安心して子どもを生ま育てるために	37
基本目標	家庭での子育てを支えるために	46
基本目標	仕事と生活の調和を実現するために	53
基本目標	子どもと子育てにやさしい地域づくりのために	57
基本目標	ふれあい育む地域を目指して	62

第6章 計画推進に向けて

1	全庁的な推進体制づくり	68
2	地域における活動との連携	68
3	市民、企業等へのPRと情報提供	69
4	推進状況の定期的な点検	69
5	財源の確保	69

資料編

1	向日市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	70
2	向日市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	70
3	向日市次世代育成支援対策行動計画策定経過	70
4	意見募集（パブリックコメント）の概要	70

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

我が国においては、急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）を制定し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進してまいりました。一方、地方公共団体及び事業主は、この法律に基づき行動計画を策定し、それぞれの立場で次世代育成支援対策に取り組んでまいりました。しかし、このような取組みにもかかわらず、少子化は依然進行していることから、国では、一層効果的な少子化対策を進めるため、平成19年12月に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を両輪とする、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がまとめられました。また、近年、核家族化や、地域社会機能の低下により育児不安や児童虐待が増加していることに加え、昨今の世界的経済の落ち込みや、雇用情勢の悪化による生活への不安感の拡大などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、将来に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市では、推進法に基づき、市民とともに地域全体で子どもと子育てを支援していくことを目的に「向日市次世代育成支援対策行動計画（むこう・元気っ子支援プラン）」（以下、「前期計画」という。）を平成17年3月に策定しました。

この計画は、次代を担う子どもの育成のために取り組むべき子育て支援策や目標を定めたもので、保育サービスの充実をはじめ、市民が安心して子どもを生み育てられる環境づくりや児童の健全育成等に関する様々な施策を計画に基づき取り組んできました。

前期計画は平成22年3月末で終了となるため、国の重点戦略を踏まえるとともに、これまでの本市での次世代育成支援の取組みの進捗状況や課題を検討し、平成22年4月から始まる新たなプラン（後期計画）を策定するものです。

2. 計画の性格と位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画として策定するものであり、「第5次向日市総合計画」（目標年度：平成31年度）が掲げる基本政策「まちの今と未来を担う人を育む」の理念を達成し、また、「第5次向日市総合計画・前期基本計画」（目標年度：平成26年度）における「19.子育てを応援する」に関連する諸施策の方向性を明らかにする個別計画としての性格もあわせもちます。

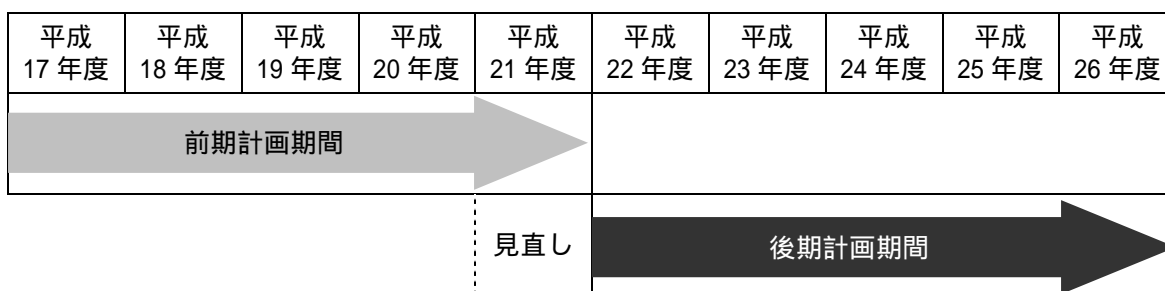
また、本計画は、京都府が策定する「未来っ子いきいき応援プラン」の内容と整合性をもったものとしします。

3．計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳未満すべての子どもをさします。次世代育成支援対策は“社会全体による支援”を視点に置いて進めるべきものであることから、本計画の対象は、行政はもとより向日市に暮らすすべての子どもと子どもを持つ家庭、地域、学校、企業等すべての個人及び団体とします。

4．計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間で取組んできた前期計画の見直しを踏まえ、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする後期計画として推進します。また、社会情勢の変化や施策の見直し、子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



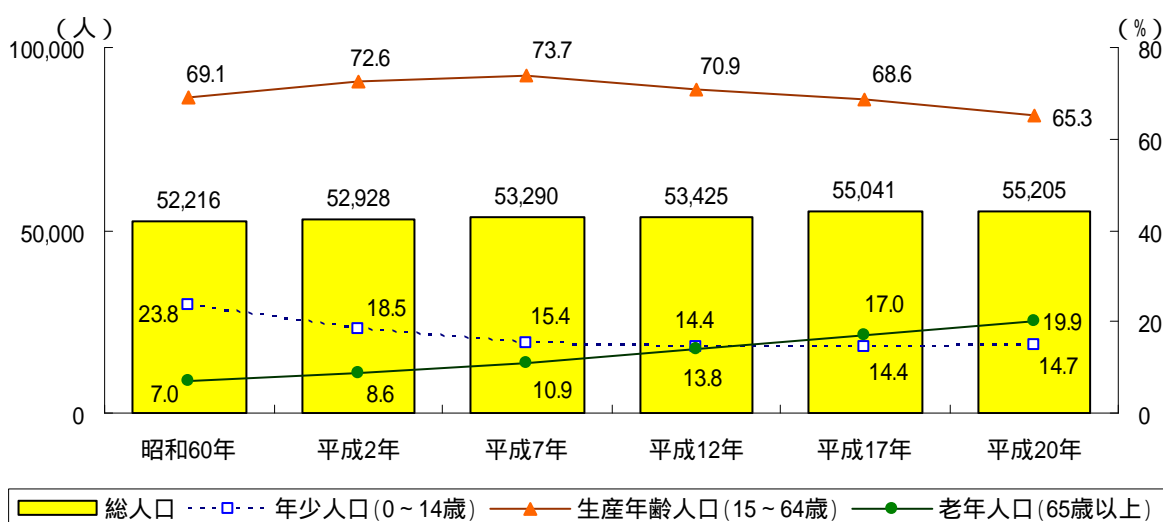
第2章 向日市の子どもを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口と年少人口

本市においては、人口がほぼ横ばいとなっています。一方総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は低下傾向にあります。また、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成17年以降年少人口（0～14歳）を上回っています。

[総人口と年齢3区分別人口割合の推移]



資料：平成17年までは国勢調査、平成20年は10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口による

[総人口と年少人口の推移]

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成20年	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
総人口	52,928	100.0	53,290	100.0	53,425	100.0	55,041	100.0	55,205	100.0
0～14歳	9,799	18.5	8,188	15.4	7,691	14.4	7,936	14.4	8,118	14.7

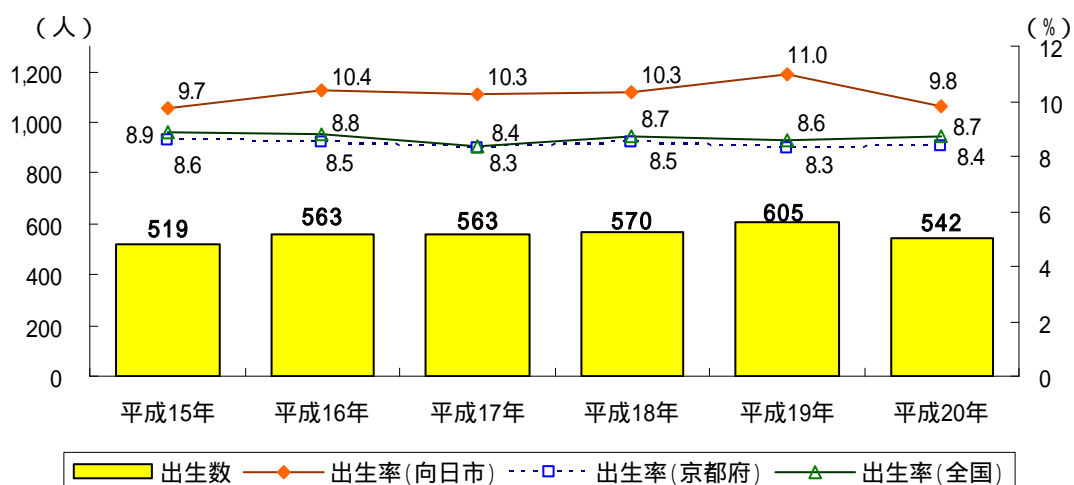
資料：平成17年までは国勢調査、平成20年は10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口による

(2) 出生の動向

本市の平成20年における出生数は542人となっています。人口千人あたりの出生率は、9.8人と、全国、京都府を上回っています。

一人の女性が生涯に生む子どもの数の推計値である「合計特殊出生率」をみると、平成17年以降、全国、京都府を上回っていましたが、平成20年では京都府を上回りますが全国の1.37よりやや低くなり、1.36となっています。

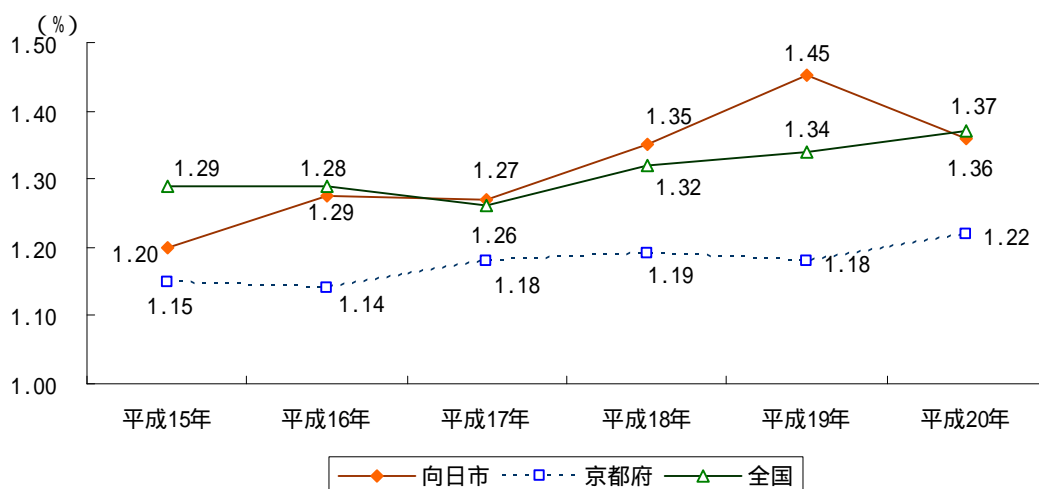
[出生数と出生率の推移]



資料：人口動態統計

出生率は人口1,000人あたりの1年間の出生児童の割合
出生数は向日市

[合計特殊出生率の推移]

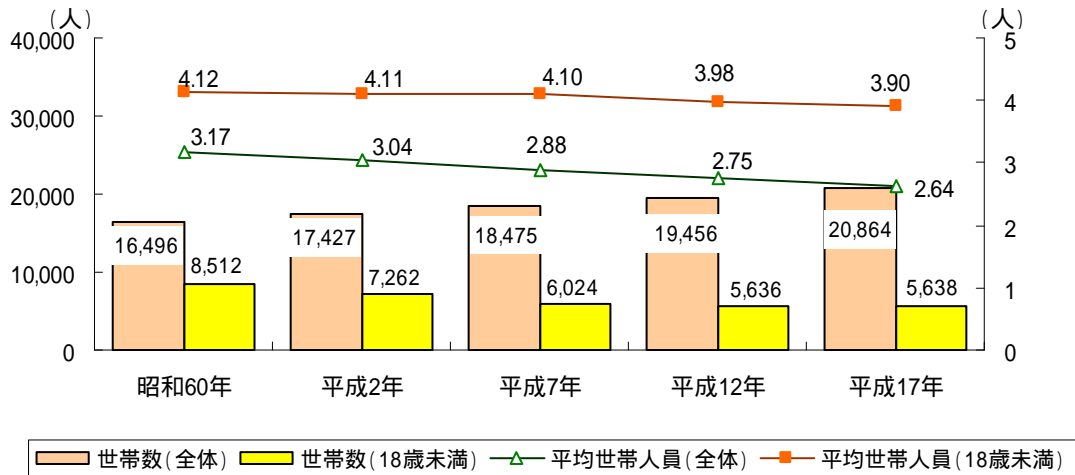


資料：人口動態統計

(3) 世帯の動向

本市においては、平成12年から平成17年にかけて、世帯数が1,408世帯増加しています。

[世帯数と平均世帯人員の推移]

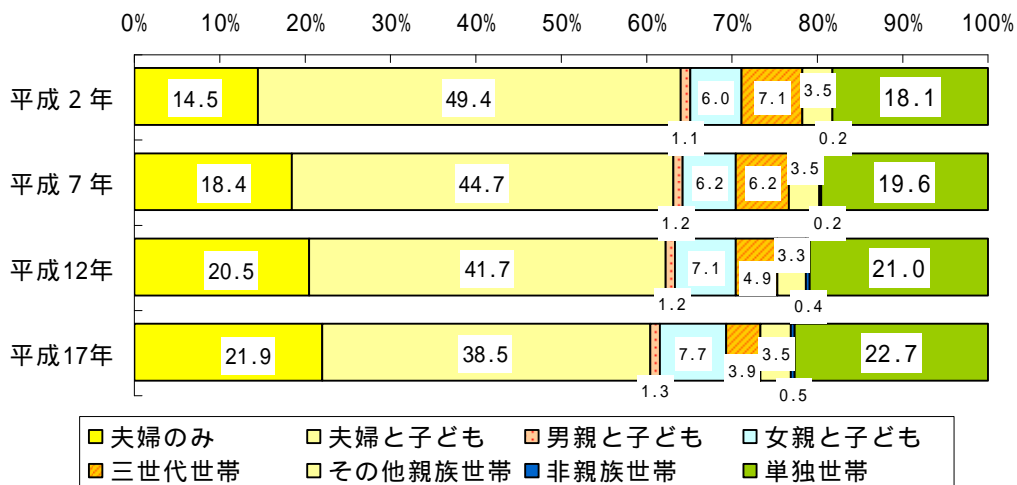


18歳未満...18歳未満親族のいる世帯

資料：国勢調査

世帯類型別の構成比の推移をみると、夫婦と子ども及び三世帯世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯や単独世帯の割合が増加するなど世帯の小規模化が進んでいます。ひとり親家庭(「男親と子ども」及び「女親と子ども」の世帯)の割合も、平成2年の7.1%から、平成17年には9.0%と増加しています。

[世帯類型別構成比の推移]



資料：国勢調査

[ひとり親世帯の状況]

(世帯)

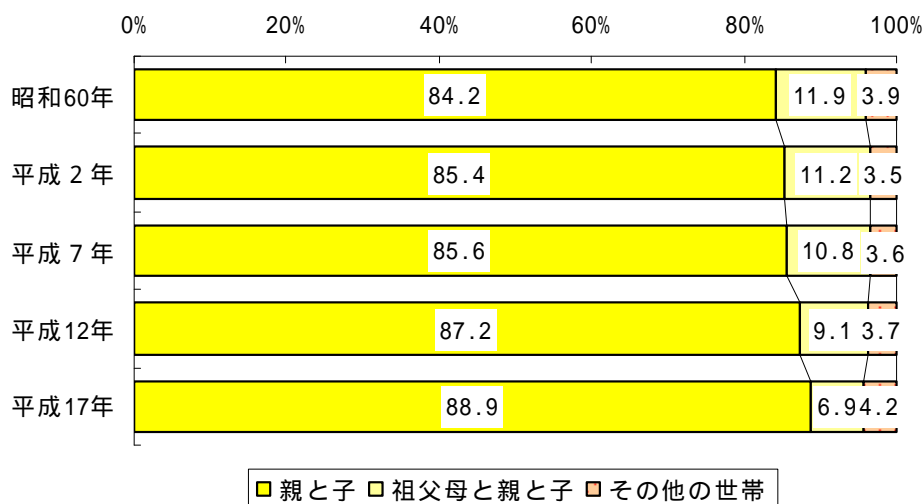
	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	232	311	359
父子世帯	37	29	40
合計	269	340	399

資料：国勢調査

ひとり親世帯...未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯
(他の世帯員がいないもの)

18歳未満親族のいる世帯の世帯構成をみると、親と子からなる核家族世帯の割合が約9割と大半を占めており、祖父母との同居世帯は少なくなっています。

[18歳未満世帯類型別構成比の推移]



資料：国勢調査

(4) 婚姻の動向

全国的な傾向と同じく、本市においても晩婚化が進んでおり、平成7年と平成17年の未婚率を比べると、特に女性は30～34歳で12.6ポイント増加しており、男性では35～39歳で11.1ポイントの増加がみられます。

[未婚率の推移]

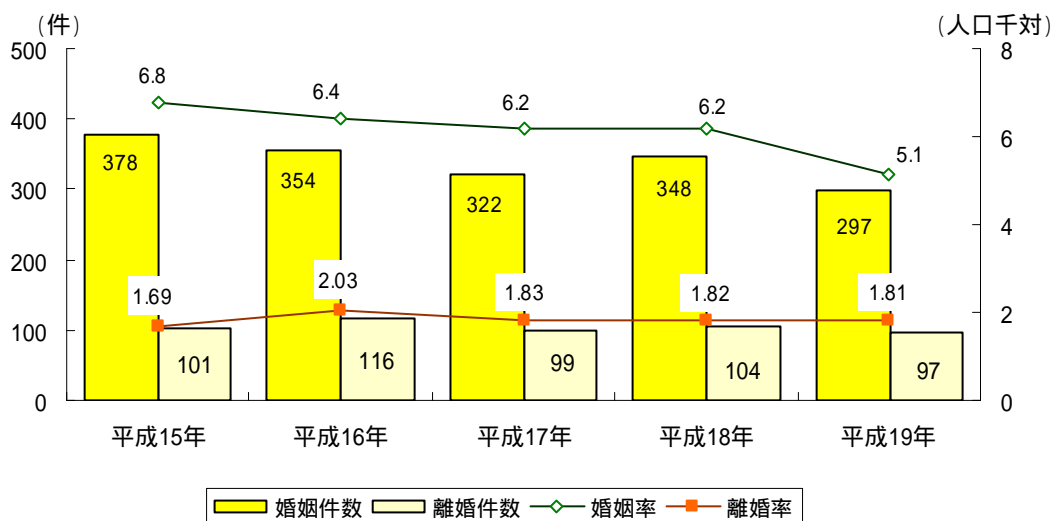
(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成7年	全国	92.6	86.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0
	京都府	94.4	89.6	68.4	52.2	36.6	21.7	20.8	11.2
	向日市	93.6	88.4	64.3	49.1	33.7	18.2	17.8	9.4
平成12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	京都府	95.2	91.5	71.3	58.0	42.6	29.6	23.8	14.9
	向日市	93.3	89.5	68.5	56.2	42.1	27.1	23.0	14.4
平成17年	全国	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	京都府	95.9	92.7	74.5	64.3	47.6	34.9	29.1	20.5
	向日市	94.2	90.4	69.0	59.3	42.3	30.8	28.9	18.7

資料：国勢調査

最近5年間の婚姻率・離婚率の推移をみると、人口千人あたりの婚姻率は年々減少傾向にあり、離婚率については横ばいの状態です。

[婚姻・離婚の推移]



資料：人口動態統計

2. 就労状況

本市の就業者数を、男女別に平成12年と平成17年でみると、男性では15,890人から15,598人へ292人減少しており、女性は10,568人から10,916人へ348人の増加がみられます。

女性の就業者数を就業状態別にみると、平成12年から平成17年にかけて、「家事のほか仕事」が406人増加しているのに対し、「主に仕事」は75人減少しています。

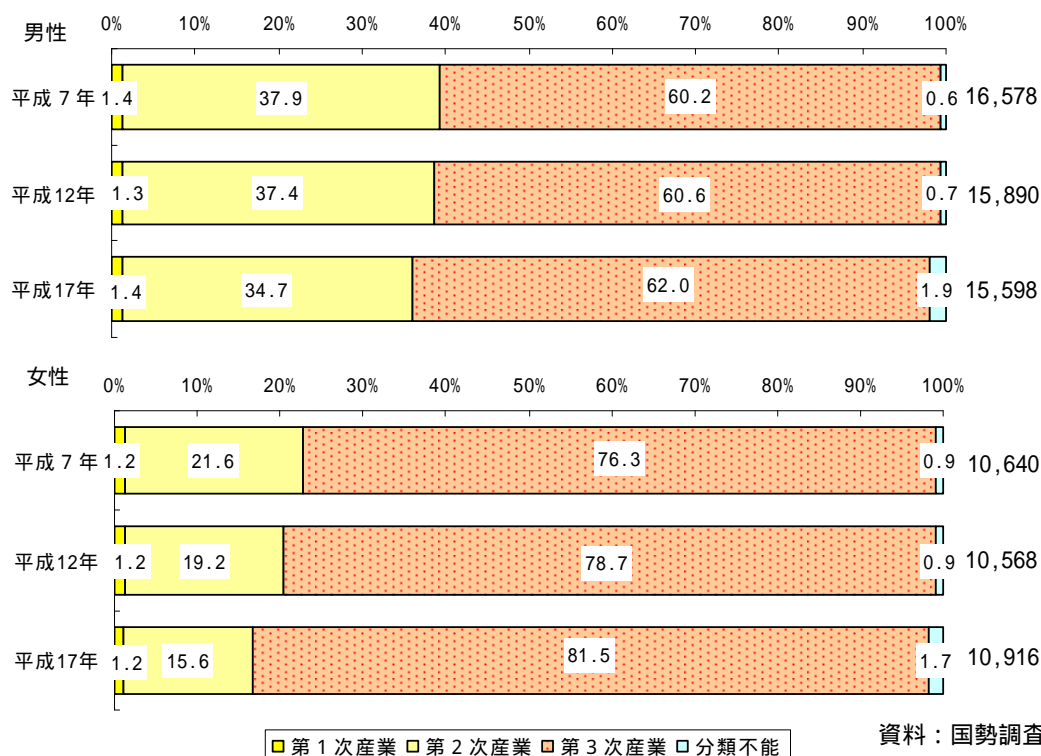
また、産業別では、主に商業・運輸通信業・サービス業など第3次産業に就業する割合が高まっています。

[就業者数と就業率の推移]

	男性			女性		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数(人)	16,578	15,890	15,598	10,640	10,568	10,916
主に仕事	16,079	15,292	14,880	6,767	7,008	6,933
家事のほか仕事	97	139	210	3,514	3,149	3,555
通学のかたわら仕事	282	286	302	245	251	242
仕事を休んでいた	120	173	206	114	160	186
就業率(%)	76.0	72.4	75.1	45.7	44.5	47.2

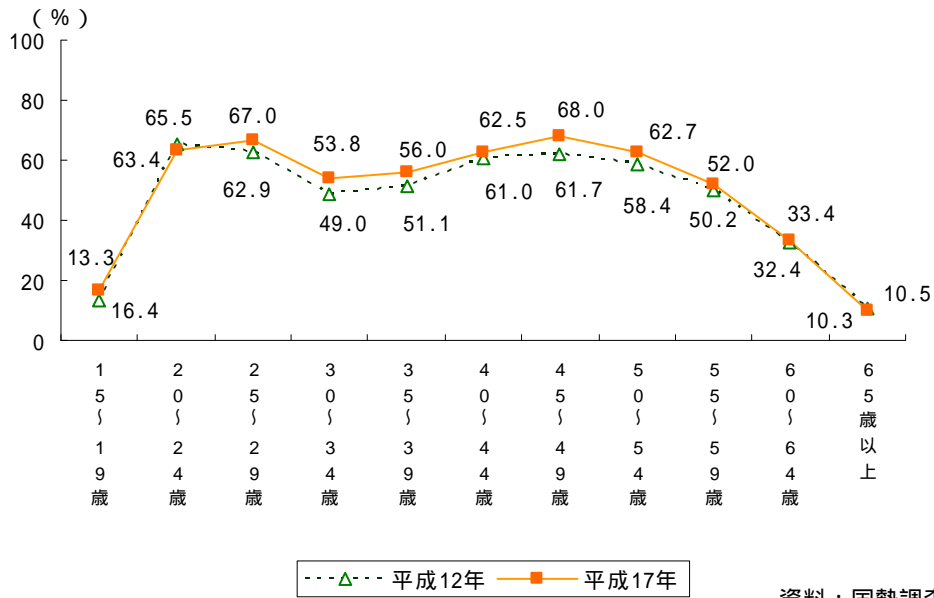
資料：国勢調査

[産業分類別就業者数の推移]



女性の労働力率をみると、出産・育児を機にいったん就労を中断することによる、就業率の「M字カーブ」は依然としてみられますが、平成12年と平成17年を比べると、女性の就業率は高まっており、カーブは緩やかになっています。

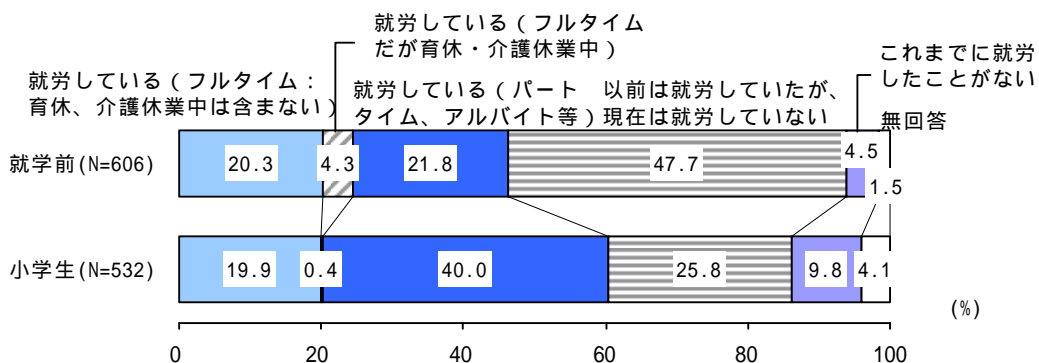
[女性の年齢別就業率の推移]



資料：国勢調査

本市が平成20年12月に実施した「向日市次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、母親の就労割合は、就学前で46.4%、小学生で60.3%となっており、勤務形態はパートタイム、アルバイト等が就学前で2割、小学生で4割と多くなっています。

[母親の就労状況]

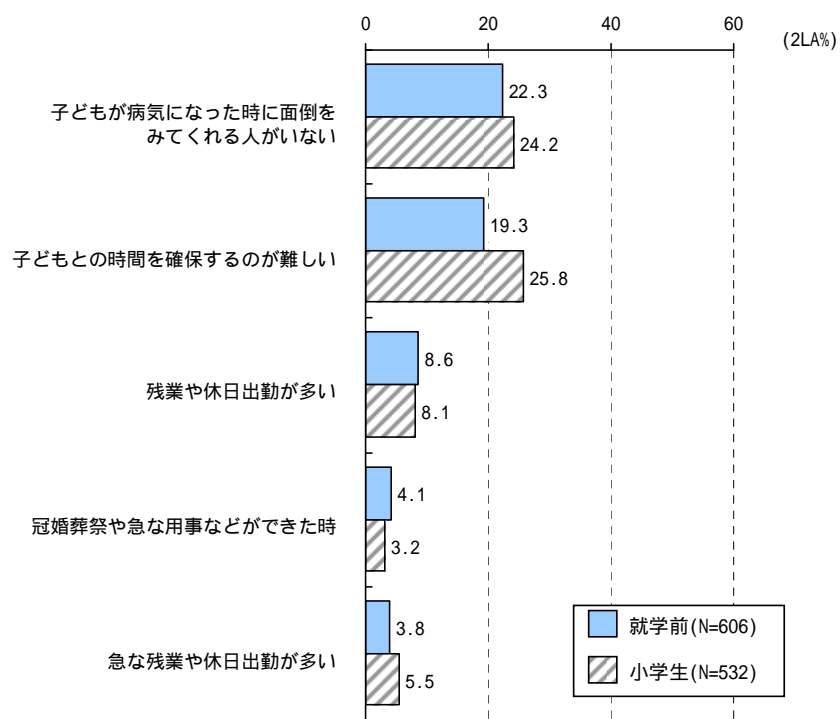


資料：向日市次世代育成支援に関するニーズ調査
(平成20年12月)

共働きしている家庭が子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じることをみると、就学前児童の保護者では「子どもが病気になった時に面倒をみてくれる人がいない」が22.3%と最も多く、これに次いで「子どもとの時間を確保するのが難しい」などが多くあがっています。小学生の保護者では、「子どもとの時間を確保するのが難しい」(25.8%)と「子どもが病気になった時に面倒をみてくれる人がいない」(24.2%)がともに2割強となっています。

[子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること]

共働きしている世帯のみの回答



各上位項目のみ抜粋

資料：向日市次世代育成支援に関するニーズ調査
(平成20年12月)

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

1. 保育サービス目標事業量の進捗状況

前期計画では、本市の子育て支援に対するニーズを踏まえ、平成21年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量(数値目標)を設定しています。

前期計画の目標事業量と平成20年度時点の実績を比較した達成状況は次の通りです。

	目標事業量 (平成21年度)	実績 (平成20年度)	目標事業量に 対する達成率
通常保育事業 (平日保育サービス)	入所定員 970人	970人	100.0%
延長保育事業	1時間延長 全園	8か所(全園)	100.0%
	2時間延長 1か所	0か所	0.0%
休日保育事業	1か所	0か所	0.0%
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	入所児童数 460人	531人	115.4%
	空調設備設置施設 6か所	6か所	100.0%
病後児保育事業 (施設型)	1か所	1か所	100.0%
一時預かり事業	2か所	2か所	100.0%
ファミリーサポートセンター事業	1か所	1か所	100.0%
地域子育て支援センター事業	5か所	4か所	80.0%

2. 主な事業の取組み状況

保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

市内の認可保育所数は、平成21年4月現在、8施設（公立5、私立3）となっています。

最近の入所児童数の推移をみると、毎年40～50人のペースで増加しています。このため、毎年、定員数を拡充していますが、定員に対する入所者の割合は100%を超えています。就学前児童全体に占める入所児童の割合は、平成16年度の29.6%から21年度は33.1%と、5年間で約3.5ポイント上昇しており、3～5歳児では3.7ポイントの伸びを示しています。（平成16年度35.2% 21年度38.9%）なお、市内の認可外保育施設は、平成21年4月現在、0か所となっています。

〔認可保育所の状況〕

各年4月1日現在

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
保育所数(か所)	6		6		7		8		8		8	
公立	5		5		5		5		5		5	
私立	1		1		2		3		3		3	
定員数(人)	830		860		880		940		970		990	
公立	710		740		740		740		740		740	
私立	120		120		140		200		230		250	
入所児童数(人)	959	29.6%	992	29.3%	1,005	30.0%	1,063	31.2%	1,042	31.1%	1,092	33.1%
0歳児	76		79		56		77		76		69	
1歳児	126	23.9%	148	22.9%	172	23.9%	157	25.3%	161	24.7%	176	27.1%
2歳児	181		158		173		205		176		195	
3歳児	175		212		186		207		231		201	
4歳児	207	35.2%	191	35.6%	222	36.2%	194	37.5%	205	37.5%	245	38.9%
5歳児	194		204		196		223		193		206	
定員に対する入所者の割合(%)	115.5		115.3		114.2		113.1		107.4		110.3	
待機児童数(人)	0		0		0		0		0		0	
途中入所者数(人)	59		64		61		63		64		34(9月現在)	

資料：子育て支援課

入所児童数右欄は、該当年齢児童数に対する入所児童の割合

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔保育所別入所児童数（平成21年度）〕

(人)

第1保育所	第2保育所	第3保育所	第5保育所	第6保育所	あひるが丘	さくらキッズ	アスク向日
246	130	124	145	165	136	20	126

資料：子育て支援課

延長保育（午後7時まで）については、平成16年度からすべての保育所で実施しており、一時預かりについては、2園で実施しています。

〔特別保育の実施状況〕

(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延長保育(延べ)	16,845	16,014	17,923	21,007	21,768
第1保育所	2,473	3,292	3,442	4,422	4,864
第2保育所	2,155	1,601	2,133	1,378	1,444
第3保育所	3,310	2,746	2,852	3,916	3,783
第5保育所	3,877	3,418	3,590	3,848	2,996
第6保育所	2,859	2,730	3,475	2,947	2,284
あひるが丘保育園	2,171	2,227	1,740	2,073	2,063
さくらキッズ保育園	-	-	691	796	1,130
アスク向日保育園	-	-	-	1,627	3,204
一時預かり(延べ)	2,933	3,412	4,086	4,910	4,851
第1保育所	1,753	2,161	2,578	3,407	3,343
あひるが丘保育園	1,180	1,251	1,508	1,503	1,508

資料：子育て支援課

(2) 幼稚園の状況

市内には幼稚園が3施設あります。市内に限らず、幼稚園に就園する園児数は、900人を超えています。平成21年度における3～5歳児の園児数は963人、就園率は57.5%となっています。

〔幼稚園の状況〕

5月1日現在

歳児	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	園児数 (人)	就園率 (%)	園児数 (人)	就園率 (%)	園児数 (人)	就園率 (%)	園児数 (人)	就園率 (%)	園児数 (人)	就園率 (%)	園児数 (人)	就園率 (%)
2歳児 (満3歳児)	6	1.1	1	0.2	6	1.1	11	1.8	5	0.9	3	0.6
3歳児	289	52.5	284	48.5	301	54.8	280	51.5	316	52.8	313	57.5
4歳児	339	60.0	336	60.9	333	57.9	331	60.3	321	59.0	329	55.5
5歳児	315	60.3	347	61.2	332	61.0	333	58.3	328	61.2	321	59.7
(3～5歳児) 小計	943	57.6	967	56.7	966	57.9	944	56.7	965	57.5	963	57.5
合計	949	43.4	968	42.9	972	44.2	955	42.0	970	43.4	966	43.8

資料：教育総務課

近隣市町の幼稚園に就園する園児を含む。
就園率(%)...幼稚園に就園している園児の割合

母子保健サービスの状況

母子保健においては、子どもが心身ともに健やかに、豊かに生活できるよう、妊産婦や乳幼児の健康診査や保健指導等に加えて、家庭訪問や各種の相談・教室等を通して、親が子どもの成長・発達を理解し、子育てしていけるよう支援しています。特に子どもが健康に育っていくための基礎となる生活リズム、食生活、遊び（運動）等について、生活・健康課題を設定し取り組んでいます。

各事業の実施状況をみると、乳幼児健康診査・歯科健診については、年度によるばらつきはありますが、受診率が伸びています。

健康教室については、「たんぼぼくらぶ」の受講者数が増加、「離乳教室」については、横ばい～増加傾向、「マタニティスクール」は、減少傾向となっています。

健康相談の中では、発達相談の相談者数が増加傾向にあり、平成14年度以降は140人前後で推移しています。

〔乳幼児健康診査等の受診状況〕

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児前期	対象児数(人)	537	546	539	604	578	583	579
	受診児数(人)	529	528	522	589	574	582	576
	受診率(%)	98.5%	96.7%	96.8%	98.3%	99.3%	99.8%	99.7%
乳児後期	対象児数(人)	521	522	555	591	567	586	563
	受診児数(人)	491	487	531	577	540	560	535
	受診率(%)	94.2%	93.3%	95.7%	97.6%	95.2%	95.6%	95.0%
1歳 9か月児	対象児数(人)	605	552	553	539	570	575	561
	受診児(人)	524	495	509	502	552	549	531
	受診率(%)	86.6%	89.7%	92.0%	93.1%	96.8%	95.3%	94.7%
3歳児	対象児数(人)	545	558	547	579	551	572	577
	受診児数(人)	494	490	478	521	493	496	552
	受診率(%)	90.6%	87.8%	87.4%	90.0%	89.7%	86.7%	95.7%

資料：健康推進課

〔歯科保健事業〕

2歳 6か月児	対象児数(人)	557	518	574	581	566	574	560
	受診児数(人)	380	367	417	411	414	443	428
	受診率(%)	68.2%	70.8%	72.6%	70.7%	73.1%	77.2%	76.4%

資料：健康推進課

健康診査：先天異常や病気の早期発見の場とする。親が子どもの成長・発達を理解し、育児条件を親自身が整備・実践できる力を持てるように援助する。

2歳半歯の健康教室：乳歯の完成期にあたるこの時期に、乳歯の特徴、役割や健康な歯を作るためのバランス食、「噛む」ことの大切さ、虫歯予防のためブラッシングの大切さを理解できるよう援助する。

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔健康教室の受講状況〕

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
マタニティ スクール	実施回数 (回)	18	18	24	24	24	20	20
	受講者数 (人)	413	330	415	532	456	442	428
離乳教室	実施回数 (回)	12	12	12	12	12	13	12
	受講者数 (人)	166	157	274	277	290	339	310
たんぽぽくらぶ	実施回数 (回)	12	12	12	12	12	10	10
	参加児数 (人)	187	217	193	298	274	160	216
乳児後期健診 経過教室	実施回数 (回)	23 (はいはい教室)	24 (はいはい教室)	24 (はいはい教室)	24 (おひさまくらぶ)	24 (おひさまくらぶ)	10 (1歳児教室)	6 (1歳児教室)
	参加児数 (人)	174	228	217	289	265	70	86
1歳9か月健診 経過教室	実施回数 (回)	/	/	/	/	/	10	12
	参加児数 (人)	/	/	/	/	/	67	64
心のリフレッシュ 講座(人)	実施回数 (回)	10	11	12	11	11	5	9
	参加者数 (人)	母: 152 子: 158	母: 132 子: 121	母: 142 子: 162	母: 171 子: 197	母: 140 子: 131	母: 51 子: 40	母: 123 子: 124
心のリフレッシュ 講座OB会(人)	実施回数 (回)	7	12	12	10	10	10	11
	参加者数 (人)	母: 74 子: 90	母: 150 子: 120	母: 175 子: 152	母: 219 子: 168	母: 202 子: 141	母: 194 子: 116	母: 210 子: 73

資料：健康推進課

受講者数は延べ人数

マタニティスクール

妊婦とその家族を対象に、胎児の成長・発達を理解し、母子ともに健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく子育てできるよう支援する。

離乳教室

4か月児を持つ親を対象に、乳児にとって離乳食がなぜ必要なのか理解し、実際の与え方、進め方や食生活の大切さを学習できるよう援助する。

乳児後期健診経過教室（1歳児教室）

運動発達・心理発達の経過観察を行うとともに、親が子どもの発達を促す方法や子どもへの関わり方を考えられるよう援助する。

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

1歳9か月健診経過教室（2歳児教室）

運動発達・心理発達の経過観察を行うとともに、親が子どもの発達を促す方法や子どもへの関わり方を考えられるよう援助する。

たんぼぼくらぶ

2歳児教室・3歳児健診後のフォロー教室

小集団の遊びを通して、親が子どもの課題を理解し、発達を促す条件を考え、実践できるよう支援する。

〔相談事業の状況〕

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
健康相談	実施回数(回)	40	39	41	24	23	20	20
	相談件数(件)	981	796	772	785	853	915	899
	乳児	444	304	375	374	382	474	487
	幼児	537	492	397	411	471	441	412
発達相談	実施回数(回)	92	86	92	94	98	88	98
	来所児数(人)	130	128	146	149	150	139	146
ことばの相談	実施回数(回)	14	13	12	11	11	8	8
	来所児数(人)	23	24	22	25	21	15	12

資料：健康推進課

相談件数及び来所児数は延べ数

発達相談、ことばの相談：成長・発達になんらかの弱さや問題を持つ乳幼児とその家族に対し、親が子の成長・発達を理解（障害を理解）し、成長・発達を促す条件を考えられるよう支援する。

〔家庭訪問の状況〕

(人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問人数	1,046	1,144	1,234	1,166	1,153	1,242	1,161
乳幼児	454	471	549	492	574	641	592
妊産婦	443	465	510	486	494	520	499
心身障害児	37	42	22	42	51	10	36
その他	112	133	153	146	34	167	34

資料：健康推進課

訪問人数は延べ人数

2か月児訪問：新しい生命の誕生を通じて、親が子ども自身の生きる力のすばらしさを知り、感動を持って子育てできるように援助する。親が子どもの成長・発達を理解し、育児条件を親自身が整備・実践できる力が持てるように援助する。

家庭訪問：成長・発達になんらかの弱さや問題を持ち、援助を必要とする親子（潜在的ニーズも含む）について、その生活の場である家庭において、子どもの成長・発達を促す方法や子どもへのかかわり方などを親が考えられるよう援助し、育児を支える。

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔妊婦健康診査受診状況（平成15年度～平成19年度）〕

(人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般健診	955	1,016	1,002	1,024	1,072
梅毒検査	481	491	505	499	503
HBs抗原	484	488	504	493	493
超音波検査	72	73	81	104	124

資料：健康推進課

〔妊婦健康診査受診状況（平成20年度）〕

(人)

平成20年度	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目
	506	506	500	492	431

資料：健康推進課

受診人数は延べ人数

第1回目〔診察・尿検査・子宮がん検査・血液検査・梅毒検査・HBs抗原検査・HCV抗体検査〕

第2回目〔診察・尿検査〕

第3、4、5回目〔診察・尿検査・血液検査〕

〔予防接種事業の状況〕

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度					
	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)				
ジフテリア	1,601	109.6	1,547	96.3	1,765	100.9	1,752	100.5	1,772	102.9	1,748	106.7				
百日せき	530	99.6	515	99.2	544	93.3	507	87.1	574	100.0	553	101.3				
破傷風	263	57.9	283	60.6	243	50.8	282	53.9	291	58.2	382	71.3				
麻疹	546	104.8	561	102.6	551	119.0	(注) 平成17年度以降は、麻疹または麻疹単独ワクチンのみの数									
風疹	607	116.5	638	116.6	776	157.4										
麻疹風疹1期					606 (風疹3)	86.6							565	100.5	557	97.5
麻疹風疹2期					472 (麻疹2)	87.0							547 (風疹1)	96.9	517	96.3
麻疹風疹3期											414 (風疹2)	85.2				
麻疹風疹4期											381 (麻疹1)	80.6				
日本脳炎	1,937	74.1	2,028	76.6	739	27.3	0	-	17	-	17	-				
BCG	547	99.1	562	98.8	549	98.6	561	96.9	583	100.5	575	98.8				
ポリオ	1,054	96.5	1,076	101.2	868	99.9	1,083	94.8	1,141	99.0	1,108	97.0				

資料：健康推進課

()は風疹または麻疹の単独ワクチンのみの数

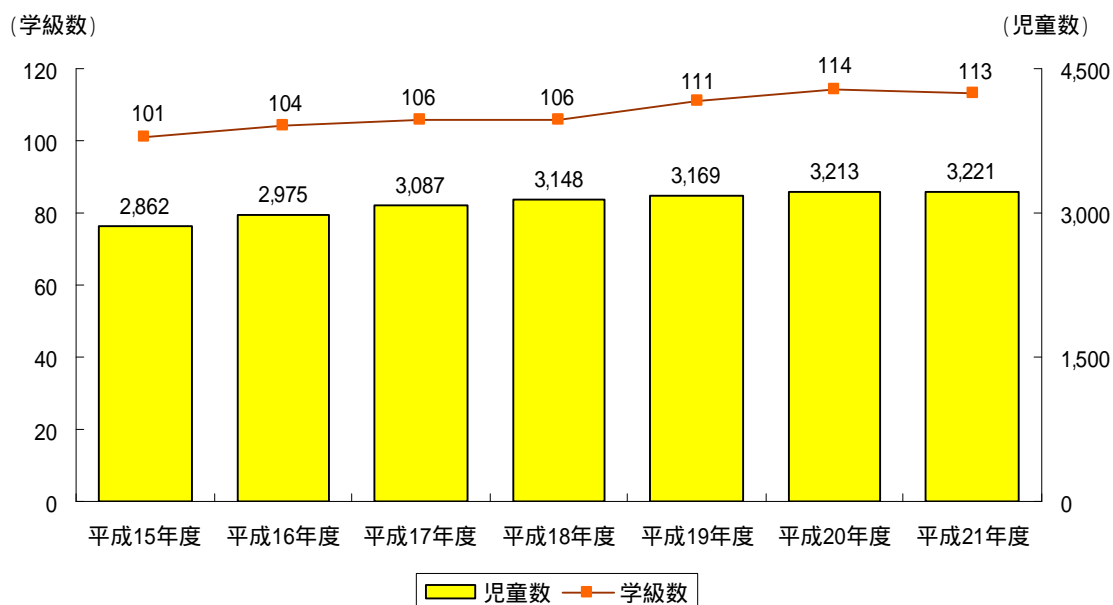
平成17年5月30日付けで日本脳炎ワクチンは積極的勧奨を中止している

小中学校の状況

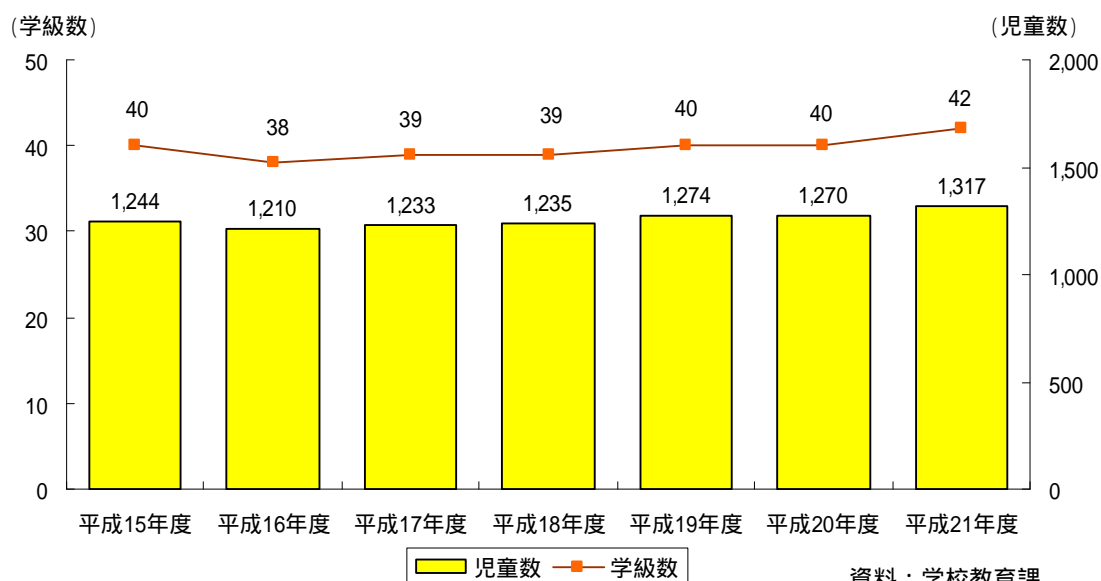
(1) 児童・生徒数の推移

市内には小学校が6校、中学校が3校あります。小学校の児童数は増加傾向にあり、平成21年度の児童数は3,221人となっています。これに対し、中学校の生徒数は、横ばい状態となっており、平成21年度の児童数は1,317人となっています。

〔小学校の学級数・児童数の推移 5月1日現在〕



〔中学校の学級数・児童数の推移 5月1日現在〕



資料：学校教育課

(2) 留守家庭児童会

放課後の児童の健全育成を図るため、保護者が就労等により昼間家庭にいない低学年児童に対し、市内の各小学校に留守家庭児童会を設置しています。

平成20年度からは、平日の延長保育（午後7時まで）、学校夏期休業中のみ入会を実施しています。

〔留守家庭児童会の状況 5月1日現在〕

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
設置数(か所)	6	6	6	6	6	6
入会児童数(人)	446	497	535	531	531	496
1年	135	152	171	163	177	150
2年	121	139	150	153	142	156
3年	120	110	120	122	110	106
4年	67	92	91	90	97	83
5、6年	3	4	3	3	5	1
指導員数(人)	17	15	14	14	14	19
アルバイト数(人)	19	25	25	25	26	19

資料：生涯学習課

〔施設別児童数（平成20年5月1日現在）〕

(人)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6
入会児童数	98	107	64	103	122	37

資料：生涯学習課

相談・支援サービス状況

(1) 各種相談の状況

家庭児童相談室では、子どものしつけや教育、その他の家庭問題や悩みごとについて相談を行っています。近年の傾向としては、不登校や虐待の問題に関する相談が増加しており、虐待については児童相談所、京都府保健所、市の母子保健担当、保育所、学校、主任児童委員ら各関係機関と連携して対応しています。

〔家庭児童相談の相談状況〕

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
相談員(人)		2	2	3	
相談件数(件)		62	59	64	
内 訳	養護相談	児童虐待相談	30	28	17
		その他の相談	5	13	29
		保健相談	0	1	0
	障害相談	肢体不自由相談	0	0	0
		視聴覚障害相談	0	0	0
		言語発達障害等相談	1	2	1
		重症心身障害相談	0	0	1
		知的障害相談	1	0	1
		自閉症等相談	0	0	0
	非行相談	く犯行為等相談	4	0	0
		触法行為等相談	1	0	0
	育成相談	性格行動相談	2	2	2
		不登校相談	3	5	4
		適正相談	3	0	0
		育児・しつけ相談	8	4	2
その他の相談		4	4	7	
処理内容 (件)	他機関あっせん	1	4	0	
	相談・助言	50	50	64	
	その他	11	5	0	

資料：家庭児童相談室

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔主任児童委員・児童委員数〕

(人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
主任児童委員	4	4	4	4	6	6
児童委員	66	68	68	68	71	71

資料：地域福祉課

「女性のための相談」は、女性の悩み全般について相談を受け付けています。相談の内容は夫婦関係の悩みが多くを占めており、そのうち平成20年度のDV被害の相談件数は、13件となっています。

〔女性のための相談状況〕

(件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生き方	1	1	7
こころ	-	1	1
からだ	-	-	-
仕事	-	-	-
夫婦関係	5	3	10
親子・家庭	1	1	3
人間関係	-	-	-
性・性被害	-	-	1
暮らし	1	-	-
合計	8	6	22
(うち DV 被害の相談件数)	(3)	(4)	(13)

資料：市民参画課

DV(ドメスティック・バイオレンス):夫婦や恋人などの男女(パートナー)間において、特に男性から女性に対して加えられる暴力(身体的暴力・精神的暴力・性的暴力)のこと。

(2) 子育て支援事業

市内の認可保育所及び子育て(支援)センターにおいては、子育て相談、園庭開放、あそび・催し、子育て講座、地域めぐり、育児サークル支援などの子育て支援事業を実施しています。

保育所や幼稚園を利用していない保護者も気軽に参加・交流することができ、子育て仲間を作る機会が得られるよう、園庭開放を4園で実施しています。

子育てセンター「すこやか」を拠点に子育て支援センター「ひまわり」「秋桜」「さくら」などで統合的な支援事業を実施しています。

〔子育て支援事業 実施内容一覧〕

		子育て 相談	園庭 開放	あそび・ 催し	子育て 講座	地域 交流	子育て サークル 支援	絵本 の日	施設 開放
子育てセンター すこやか(保健センター内)									
子育て支援 センター	ひまわり (第6保育所内)								
	秋桜 (第5保育所内)								
	さくら (第1保育所内)								
保育所	第2保育所								
	第3保育所								
他の公共施 設	公民館								
	コミュニティ センター								

資料：子育てセンター

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔子育て（育児）相談の状況〕

(件)

相談内容	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
食事問題	17	15	26	30	25
排泄問題	12	7	1	17	6
睡眠問題	11	5	12	10	12
身体・健康問題	18	17	25	35	34
情緒的の問題	33	31	11	17	11
社会性の問題	22	16	9	16	15
言葉の問題	8	1	2	4	13
生活習慣の自立問題	2	4	3	4	1
障害的傾向をもつ子どもの問題	2	3	15	13	17
育児方針	17	3	6	10	11
就園問題	10	13	6	17	24
その他	40	45	30	32	55
合計	192	160	146	205	224

資料：子育てセンター

〔相談方法別件数〕

(件)

相談方法	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
電話	38	14	28	130	50
来所	118	51	91	46	141
合計	156	65	119	176	191

資料：子育てセンター

〔すこやか講座参加状況〕

子育てに関する情報を提供し育児力を高めるとともに親がリフレッシュできるよう講座を実施しています。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数(回)	8	7	9	10	9
受講者数(人)	130	144	108	138	142
保育児数(人)	252	122	112	158	145

資料：子育てセンター

〔育児サークル支援状況〕

親と子が一緒に集まって子育てを楽しみ、情報交換できる場としての育児サークルを支援しています。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
グループ数	17	17	14	15	12
実施回数(回)	123	131	115	98	82

資料：子育てセンター

〔親子のふれあい事業参加状況 平成16年度〕

平成16年度までは各保育所で親子で遊ぶ場を提供していました。

		平成16年度
ひまわり (第6保育所)	実施回数(回)	7
	参加人数(人)	252
秋桜 (第5保育所)	実施回数(回)	10
	参加人数(人)	404
第2保育所	実施回数(回)	4
	参加人数(人)	102
第3保育所	実施回数(回)	11
	参加人数(人)	302
ほっとルーム 1歳半未満 (すこやか)	実施回数(回)	51
	参加人数(人)	2,194

資料：子育てセンター

〔親子のふれあい事業参加状況 平成17年度以降〕

平成17年度からは子どもを年齢別に分けて遊ぶ場を提供しています。

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
びよびよルーム 0~1歳 (さくら)	実施回数(回)	20	21	18	18
	参加人数(人)	932	1,174	858	826
よちよちルーム 1~1歳半 (さくら)	実施回数(回)	22	23	22	20
	参加人数(人)	484	686	683	501
とことこルーム 1歳半~2歳 (すこやか)	実施回数(回)	20	12	12	12
	参加人数(人)	422	300	468	381
わくわくキッズ 2歳以上 (消防署見学 福祉会館他)	実施回数(回)	6	8	7	7
	参加人数(人)	584	624	357	326

資料：子育てセンター

〔さくら施設開放状況〕

2歳以上と2歳未満に分けて親子が自由にふれあい、遊ぶ場を提供しています。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
2 歳未満	参加人数(親)	1,689	1,462	1,718	1,886	1,669
	参加人数(子)	1,770	1,503	1,792	1,958	1,774
2 歳以上	参加人数(親)	1,248	1,352	1,310	1,260	1,680
	参加人数(親)	1,484	1,579	1,568	1,683	1,959
参加人数(合計)		6,191	5,896	6,388	6,787	7,082

資料：子育てセンター

〔園庭開放の参加状況〕

親子が保育所の園庭で自由に遊べる場として実施しています。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ひまわり (第6保育所)	実施回数(回)	4			1	3
	参加人数(人)	154			32	122
秋桜 (第5保育所)	実施回数(回)	7	11	10	7	8
	参加人数(人)	366	734	721	385	414
第2保育所	実施回数(回)	5	12	9	9	8
	参加人数(人)	121	446	533	359	338
第3保育所	実施回数(回)	10	10	8	9	7
	参加人数(人)	332	491	364	501	301

資料：子育てセンター

〔絵本の日参加状況〕

親子が絵本と出会い読み聞かせる場として実施しています。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ひまわり (第6保育所)	実施回数(回)	9	11	11	11	11
	参加人数(人)	165	206	254	318	328
秋桜 (第5保育所)	実施回数(回)	11	11	11	11	11
	参加人数(人)	167	281	191	204	219

資料：子育てセンター

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔地域交流の参加状況〕

公民館・コミュニティセンターにおいて親子が地域とのつながりを深めるために実施しています。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
物集女公民館	実施回数(回)	10	12	12	12	11
	参加人数(人)	216	246	186	229	230
物集女コミュニティセンター	実施回数(回)	10	12	10	12	12
	参加人数(人)	197	246	159	230	162
上植野公民館	実施回数(回)	23	23	20	20	21
	参加人数(人)	873	457	607	646	613

資料：子育てセンター

〔その他の事業の参加状況〕

季節にちなんだ行事に親しみ親子がふれあい楽しめるようさまざまな催しを実施しています。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
さくら オープンセレモニー	実施回数(回)	1	/	/	/	/
	参加人数(人)	97	/	/	/	/
お花見	実施回数(回)	2	/	/	/	/
	参加人数(人)	130	/	/	/	/
児童福祉週間	実施日数(日)	5	3	3	雨天中止	1
	参加人数(人)	595	299	242		108
七夕のつどい	実施回数(回)	2	3	/	/	/
	参加人数(人)	107	290	/	/	/
リサイクル工作	実施回数(回)	3	3	2	1	1
	参加人数(人)	112	116	51	29	33
向日市まつり	実施日数(日)	2	2	2	2	/
	参加人数(人)	1,000	1,740	2,016	2,018	/
クリスマス会	実施回数(回)	2	2	2	2	2
	参加人数(人)	210	257	296	211	294
ししまい	実施回数(回)	6	5	4	5	5
	参加人数(人)	335	376	343	387	373
みんなで子育て MUKO	実施回数(回)	1	1	2	2	2
	参加人数(人)	369	250	135	210	255

資料：子育てセンター

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔様々な子育て家庭への支援活動事業状況〕

心身に障害を持つ児童や家庭、国際結婚をされている親、高齢初産の親のサークルを対象に支援活動を実施しています。

(件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個別支援	30	7	35
グループ支援	4	14	18

資料：子育てセンター

〔母子保健事業との連携・協力事業状況〕

母子保健事業に協力して実施し、遊びと保育を担当しています。

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
母子保健事業に協力	おひさまくらぶ	実施回数(回)	24	23	/	/	
		参加人数(人)	587	531			
	1歳児教室	実施回数(回)	/	/	10	6	
		参加人数(人)			139	156	
	2歳児教室(平成19年度は1歳9か月経過教室)	実施回数(回)	/	/	10	12	
		参加人数(人)			134	127	
	たんぼぼくらぶ	前期	実施回数(回)	6	6	5	5
			参加児数(人)	323	268	138	232
		後期	実施回数(回)	6	6	5	5
			参加児数(人)	311	316	181	190
子育て支援講座 (社会福祉協議会、国際ソロプチミスト京都 - 西山と共催)		実施回数(回)	4	4	3	/	
		来所者(人)	64	61	48		
		保育児(人)	48	41	27		

資料：子育てセンター

(3) ファミリーサポートセンター事業

地域において、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方を会員として組織化し、育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立し、安心して子育てができるような環境づくりを目的に子育てサポーター養成講座、相互援助活動の調整等を実施しています。また援助会員は子育てセンター事業に協力していただき、地域の子育てを見守るボランティアとして今後とも活動を継続していきます。

〔会員数の状況〕

(人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
依頼会員	206	247	309	362	350
援助会員	117	135	147	138	113
両方会員	10	12	12	10	11
合計	333	394	468	510	474

資料：ファミリーサポートセンター

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔活動内容別回数〕

(件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育所・幼稚園の送り	58	55	90	264	224
保育所・幼稚園の迎え	70	40	93	269	206
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	14	0	7	15	6
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	150	85	105	114	154
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	11	4	5	1	3
児童の放課後の預かり	0	3	10	13	4
留守家庭児童会の迎え	2	3	21	4	0
留守家庭児童会の迎え及び帰宅後の預かり	240	402	163	31	71
留守家庭児童会の帰宅後の預かり	3	0	6	0	2
子どもの病後時の援助	0	0	0	3	2
保育所・学校等休み時の援助	1	2	27	6	10
保育所等施設入所前の援助	0	0	1	0	7
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	56	119	178	436	359
保護者等の求職活動中の援助	8	9	0	4	8
保護者等の冠婚葬祭による外出・他の子どもの学校行事の場合の援助	5	9	18	48	25
保護者等の買物等外出の場合の援助	109	51	54	70	100
保護者等の病気、急用等の場合の援助	12	9	5	13	10
その他	178	58	96	68	157
合計	917	849	879	1,359	1,348

資料：ファミリーサポートセンター

〔事前打ち合わせ回数〕

援助活動の円滑化を図るため援助会員と依頼会員との事前打ち合わせを行っています。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数(回)	71	63	67	39	27
出席者数(人)	223	197	208	127	84

資料：ファミリーサポートセンター

第3章 前期計画の主な取組み状況と評価

〔ファミリーサポート事業活動参加状況〕

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子育てサポーター 養成講座	開催回数(回)	1	1	1	1	1
	受講者数(人)	27	27	17	19	9
子育てサポーターフ ォローアップ講座	開催回数(回)	0	0	0	1	1
	受講者数(人)	0	0	0	19	9
会員交流会	開催回数(回)	6	5	8	7	6
	参加者数(人)	147	133	176	226	186

資料：ファミリーサポートセンター

〔他機関協力事業参加状況〕

(実施日数/参加援助会員数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子育てセンター事業協力 (すこやか講座保育ボランティア等)	0/0	0/0	16/36	11/72	11/59
社会福祉協議会 (子育て支援講座保育協力)	0/0	0/0	4/28	3/16	3/19
向日市まつり参加(準備日を含む)	2/22	3/33	2/17	4/59	3/43

資料：ファミリーサポートセンター

〔事業紹介及び会員の募集活動実施回数〕

(回)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域交流	0	0	42	44	40
びよびよルーム	0	0	21	18	17
乳児前期健診	0	0	14	23	21
依頼会員向け事業説明会	0	2	4	4	3
援助会員向け事業説明会	0	1	1	1	1

資料：ファミリーサポートセンター

経済的支援の状況

子育て家庭に対する経済的支援としては、保護者の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、出生から小学校6年生までの児童に対し医療費の一部助成、母子家庭等に対する医療費の支給を行っています。

また、児童を養育している家庭に対しては、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等の各種手当を支給しています。

〔京都子育て支援医療費の支給状況〕

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者数(人)	2,590	3,360	3,454	3,486	3,684	4,292
延べ受診件数(件)	18,108	18,642	19,789	22,316	28,348	27,541

資料：医療保険課

平成18年10月から、満3歳児の通院に対し、市独自助成を開始。
平成19年9月から、入院に係る助成対象年齢を、「小学校就学前まで」から「小学6年生まで」に拡大、また、満3歳から小学校就学前までの通院に係る自己負担上限額を1か月8,000円から3,000円に引き下げ。名称を、「乳幼児医療費」から「京都子育て支援医療費」に変更。

〔児童手当及び特例給付の支給状況〕

(人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童手当受給者数	993	1,215	1,147	1,325	1,308	1,248
特例給付受給者数	1,640	3,019	3,098	2,825	2,917	2,958
合計	2,633	4,234	4,245	4,150	4,225	4,206

資料：子育て支援課

平成16年度から「就学前」を「小学校第3学年修了前」に変更
平成18年度から「小学校修了前」に変更、所得制限額の拡大

児童健全育成の状況

(1) 健全育成に関する取組み

家庭や地域の教育力が低下しているなかで、子どもは地域で育てるといふ地域ぐるみの子育て支援の環境整備を図るため、昭和60年に「向日市青少年健全育成連絡協議会」が発足し、加盟団体相互の連携、交流を図る機会づくりに努め、総合的な取組みを促進しています。

(2) 地域団体・活動への参加状況

市内において、平成21年度では46の単位子ども会で、約1,600人の加入児童数となっています。

昭和60年に、向日市子ども会育成者連絡協議会が発足し、単位子ども会相互のネットワーク形成や支援を図っています。また、高校生、大学生からなる向日市子ども会指導者連絡協議会「大地」が単位子ども会の支援や子ども会リーダー育成等に活躍しています。

さらに、少年スポーツ団体も活発に活動しスポーツを通じて、健全育成に大きく寄与しています。

〔子ども会・少年スポーツ団の状況〕

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
子ども会	(単位)子ども会数	53	51	50	49	46	46
	加入児童数(人)	1,794	1,784	1,703	1,668	1,611	1,648
少年スポーツ団体	(単位)少年団数	16	18	17	16	16	17
	加入児童数(人)	465	571	598	548	548	554

資料：生涯学習課

少年スポーツ団活動種目…少年野球、サッカー、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、剣道、少林寺拳法、柔道、合気道

(3) 公園の整備状況

市内には100の公園が整備されています。

〔公園の整備状況〕

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
総数	園数(か所)	98	98	99	100	100	
	面積(m ²)	59,246	59,246	59,645	60,009	60,009	
都市公園	街区公園	園数(か所)	28	28	29	29	29
		面積(m ²)	40,855	40,855	41,254	41,254	41,254
	その他の公園	園数(か所)	3	3	3	3	3
		面積(m ²)	6,235	6,235	6,235	6,235	6,235
児童公園	園数(か所)	67	67	67	68	68	
	面積(m ²)	12,156	12,156	12,156	12,520	12,520	
人口1人あたりの公園面積	(m ²)	1.08	1.08	1.08	1.09	1.10	

資料：市街地整備課

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち

子どもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。また、子どもたちがそれぞれの個性と能力を伸ばしながら、いきいきと健やかに成長していける社会の実現が求められています。

本計画では、子どもたちが健やかに育ち、未来を切りひらく力を身につけていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で子どもたちを見守り、支え、喜び合えるまちを目指します。

また、これから家庭を築き、子どもを持ちたいと思う男女がその希望を実現できるような環境づくりを進めていきます。

前期計画の基本理念「未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち」には、上記のような思いが込められています。

このような取組みを今後も計画的に推進するため、前期計画の基本理念を継承し、後期計画の基本理念とします。

2. 計画の視点

計画策定にあたっては、前期計画に引き続き、以下に示す3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう子どもの視点に立ち、健全育成のための取組みを進めます。

(2) 家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めます。

(3) 地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦勞を分かち合い、ともに子どもを守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域住民を主体とした社会全体の子育て支援の体制づくりを進めます。

3．基本目標

(1) 安心して子どもを産み育てるために

子どもを産み育てることに安心と喜びを感じられるまちを目指し、本計画では、妊娠・出産・子育て期を通じて親子の健やかな生活を支援する保健・医療体制の充実をはじめ、学童期や思春期における心と体の問題への対応、食を通じた心身の健全育成などの施策を展開します。

(2) 家庭での子育てを支えるために

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得て、相談や適切なサービス利用につながるような体制を目指し、本計画では、子育てに関する相談や交流事業、子育て学習の機会や情報提供など相談・支援体制の充実、様々な状況にある子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな対応、児童虐待防止のネットワークの充実などの施策を展開します。

(3) 仕事と生活の調和を実現するために

「就労」と「出産・子育て」の二者択一の社会構造を解消し、男女がともに子育ても仕事も大切にできる社会を目指し、本計画では、男女が産休・育休等を取得しやすい職場づくりや柔軟でゆとりある勤務形態の普及など、子育てしながら働きやすい労働環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を展開します。

(4) 子どもと子育てにやさしい地域づくりのために

妊婦や子ども連れの方、また子どもたちにとって、施設や道路が使いやすく安全であるために、本計画では、子ども・子育てにやさしい生活環境の整備、子どもたちがのびのびと安心して遊べる環境づくり、子どもを交通事故や犯罪から守るための取組みや有害環境対策などの施策を展開します。

(5) ふれあい育む地域を目指して

少子化、核家族化、地域連帯の希薄化などにより、子ども同士や異世代間の交流が減少している中、子どもの様々な体験と育ちを支える地域づくりを目指して、本計画では、子どもの個性を生かし、豊かな心と生きる力を育む教育の推進、地域における子育て支援と子どもたちが多様な体験活動に参加するための条件整備などの施策を展開します。

4. 施策の体系

基本理念 未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち

基本目標

基本施策

1 安心して子どもを生み育てるために

- 〔1〕母子保健・医療体制の充実
- 〔2〕子どもの健康な心とからだづくりの推進
- 〔3〕親になることへの学びの支援

2 家庭での子育てを支えるために

- 〔1〕子育て相談・支援体制の充実
- 〔2〕様々な状況にある子どもや家庭への支援
- 〔3〕児童虐待防止のための対策
- 〔4〕子育て家庭への経済的支援

3 仕事と生活の調和を実現するために

- 〔1〕雇用環境の整備促進
- 〔2〕多様な保育サービスの充実
- 〔3〕子育てへの男女共同参画の推進

4 子どもと子育てにやさしい地域づくりのために

- 〔1〕魅力ある遊び場づくりの推進
- 〔2〕子どもと子育てにやさしい環境づくりの推進
- 〔3〕子どもの安全確保と有害環境への対策

5 ふれあい育む地域を目指して

- 〔1〕個性を生かし、豊かな心を育む教育の推進
- 〔2〕地域における子育て支援の推進
- 〔3〕多様な体験活動への支援

第5章 施策の展開

基本目標 安心して子どもを産み育てるために

(1) 母子保健・医療体制の充実

妊娠・出産・乳幼児期は、生涯を通じて健康な生活を送る第一歩であり、次の世代を生み育てるための土台づくりの時期です。母子保健では、その時期の親子にかかわり、家庭や地域での養育機能が低下してきている現状を踏まえ、各種健康診査、家庭訪問、相談・教室等の事業を通じて、保護者が子どもの生活リズム・食生活・遊び等の育児環境を整えられるよう支援していきます。あわせて乳幼児の急な病気やけが等に適切に対応できるよう医療体制の充実を図ります。

母子保健事業の充実

妊娠期・乳児期・幼児期に行う各種健康診査の質の向上と受診率の向上に努めるとともに、子どもの事故防止の啓発を行います。

また、関係機関との連携のもと、健診後の経過教室や相談等の支援体制を充実します。

家庭訪問、各種相談・教室等の事業内容や実施体制を充実し、親子の健康増進を図るとともに、親が見通しをもって育児していけるよう、一人ひとりの健康や生活状況等に合ったきめ細やかな支援を行います。

各種健康教室等を通じて、妊娠・出産・子育て等を男女がともに担うことについて理解を深められるよう努めます。

No.	施策	内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・乳幼児期の成長の過程を記録し、母と子どもの一貫した健康管理と健康の保持増進のために母子健康手帳を交付します。	健康推進課
2	妊婦健康診査	妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要に応じて適切な対応が行えるよう、一般健診14回・血液検査4回・免疫検査1回・B群溶血性連鎖球菌検査1回・HIV検査1回・子宮頸がん検査1回・超音波検査4回を医療機関及び助産所に委託して実施。平成20年度からは、委託医療機関以外での受診にも償還払いを実施しています。	健康推進課

基本目標 安心して子どもを生き育てるために

3	<p>マタニティスクール・マタニティクッキング(重複)</p>	<p>妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるよう支援するため、マタニティスクールを実施します。</p> <p>父親(パートナー)が、妊娠・出産の喜びを母親と共有し、妊娠中の準備を進め、子育てを母親とともに行うよう支援するため、父親(パートナー)が参加しやすい教室運営を工夫します。</p> <p>妊娠を機会に食生活を見直し、よりよい食生活が送れるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦同士の交流、仲間づくり、学習 ・料理実習 	健康推進課
4	<p>乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査</p>	<p>先天異常や病気の早期発見、身体の発育、運動面、精神面の発達を確認し、個々にあった指導により、健やかな成長への支援を行います。さらに、親が先の見通しを持って育児していけるよう、親が子の成長発達について学べる場となるよう支援します。</p> <p>育児に関する不安や心配事の相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「乳児前期健診」...生後4か月児を対象に実施。 ・「乳児後期健診」...生後10か月児を対象に実施。 ・「1歳9か月児健診」...1歳9か月児を対象に実施(歯科健診も実施)。 ・「3歳児健診」...3歳6か月児を対象に実施(歯科健診も実施)。 	健康推進課
5	<p>子どもの事故防止の啓発</p>	<p>乳幼児健診時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発に努めます。</p> <p>赤ちゃん訪問時にも乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防の啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者全員に事故防止パンフレットの配布 	健康推進課
6	<p>健康診査フォロー教室(1歳児教室、2歳児教室、たんぼぼくらぶ)</p>	<p>乳児後期健診及び1歳9か月児健診後の心身の発達をフォローするため、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1歳児教室」...主に乳児後期健診の経過教室。発達検査・育児相談・あそびの指導・発達についての学習機会の提供 ・「2歳児教室」...主に1歳9か月児健康診査の経過教室。発達検査・育児相談・あそびの指導・発達についての学習機会の提供 ・「たんぼぼくらぶ」...主に1歳9か月児健診をフォローする教室。親子の小集団のなかで、遊びを通じて親が子どもの状態を理解し、子どもの成長発達を促します。 	健康推進課

7	家庭訪問事業	<p>家庭の社会的、経済的状況等の把握を行い、各々の家庭の特殊性に応じて、対象となる乳幼児のみならず、家族全体の保健指導を行うため、次のとおり家庭訪問事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「乳児家庭全戸訪問事業（2か月児全数訪問）」保健師や助産師が家庭訪問し、個々の問題、ニーズ、課題を把握し、育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるよう支援します。出産後に育児不安が高い等必要に応じて新生児期に家庭訪問し、育児支援を行います。 ・「援助が必要なケースの訪問」発達等になんらかの弱さを持ち、援助が必要なケースに訪問し、生活の場である家庭において、問題解決に向けて具体策を考え、支援します。 	健康推進課
8	養育支援訪問事業	<p>家庭や地域における養育機能が低下している状況を踏まえ、養育家庭に過重な負担がかかる前の段階において、保健師・家庭児童相談員等が家庭訪問による支援を実施することにより、安定した養育を可能とすることを目的に実施します。</p>	健康推進課 子育て支援課
9	健康相談事業（重複）	<p>健康や育児について気軽に相談できる場として健康相談事業を実施します。</p> <p>発達・ことばの相談等、主に精神発達面について個別の指導が必要な子どもに対しては発達相談員・ことばの相談員の専門家による相談を行います。</p>	健康推進課
10	転入児相談事業	<p>市外からの転入児を対象に転入児相談や転入児アンケートを実施し、親子の状況を把握し、子育て情報を提供するとともに、必要な支援を行います。</p>	健康推進課
11	離乳教室（重複）	<p>離乳食の目的や必要性を理解し、実際の進め方、与え方、食事（栄養）の大切さを学習する場として、生後4か月児の保護者を対象に実施します。</p>	健康推進課
12	心のリフレッシュ講座	<p>妊娠、出産、育児を通して、母親が一人の女性として、子育てや毎日の生活を心豊かにいきいきと前向きに送れることを支援するための教室を実施します。</p> <p>講座受講修了者がOB会を組織し、母親自身の健康や、子育てについてともに考え合うような活動が自主的に継続できるように支援します。</p>	健康推進課
13	歯科保健事業	<p>健康な歯をつくるため、次の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2歳6か月児歯の健康教室」…乳歯の完成期にあたるこの時期に、乳歯の特徴や役割、健康な歯をつくるためのバランス食、かむことの大切さ、虫歯予防のためのブラッシングの大切さについて理解を深めます。 ・「歯のひろば」…歯科医師会との共催で妊婦から高齢者までの歯の健康づくりの啓発を行います。 	健康推進課

基本目標 安心して子どもを育てるために

14	予防接種事業	感染症の感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的に予防接種法に基づき、各種予防接種を実施します。 ・平成20年度から24年度まで麻疹風疹混合ワクチンを中学1年生及び高校3年生相当の人を対象に実施します。	健康推進課
----	--------	---	-------

医療体制の充実

乳幼児の急な病気やけが等に適切に対応できるよう、休日・夜間に対応した救急医療について、関係機関との連携を強化しながら、体制を充実します。また、小児科・産婦人科医療機関と連携を強化し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。

出産後（退院後）に援助が必要な親子については、医療機関と連携を図り、早期に適切なかかわりが持てるよう努め、保護者が安定して子育てしていけるよう支援していきます。

不妊治療にかかる医療費や特定不妊治療助成事業として保険診療外で行った体外受精・顕微授精に対する助成を行います。

No.	施策	内容	担当課
15	救急医療	休日や年末年始の急患の対応を行うため、乙訓休日応急診療所では、内科、小児科を開設、外科については、在宅外科当番制事業により救急医療体制の整備を引き続き実施します。	健康推進課
16	不妊治療費助成事業	不妊治療を行う人の経済的負担を軽減するために、保険診療で行った不妊治療にかかる費用の一部（上限3万円）の助成を行います。 ・助成人数 94人（平成20年度）	健康推進課

(2) 子どもの健康な心とからだづくりの推進

健康でたくましい子どもを育成するため、体力づくりや食育の推進に努めるとともに、自らの心やからだに対する正しい知識を身に付けられるように、教育・相談体制の整備に努めます。

子どもの体力づくりの充実

健康でたくましい子どもの育成を目指して、健康維持と体力づくりを推進します。

No.	施策	内容	担当課
17	体力づくりの推進	小学校水泳記録会・陸上運動交換記録会や小学生スポーツ大会・乙訓地方小学生駅伝大会などの各種体育行事に向けた子どもたち一人ひとりに応じた取組みにより、体力の増強や健康の維持向上を図ります。	学校教育課

食育の推進

保育所、幼稚園、学校における「食」に関する指導等を通し、心身の健全育成を図ります。

妊娠期から乳幼児期にわたって、よりよい食生活を送るための支援を推進します。

No.	施策	内容	担当課
18	学校における食育の推進	食に関する指導の全体計画に基づき、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体を通じて食に関する指導を行います。 農業や調理などの体験活動を通して食に関する関心や理解を深めます。 子どもの心身の健全な発達を促すとともに、児童の食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身につけるなど、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。 地産地消の取組みとして、学校給食に地場農産物を活用するとともに、郷土料理や行事食を取り入れることにより伝統的な食文化を継承します。 学校から家庭への食の情報提供や啓発活動等を行い、連携した食育の推進を図ります。	学校教育課

No.	施策	内容	担当課
19	保育所における食育の推進	<p>「子どもの健康、安全で情緒の安定した生活」を保障し、保育所給食を実施します。</p> <p>望ましい食事習慣の基礎づくりに視点をおき、魅力ある献立内容になるよう、また実態を考慮し、献立を作成します。</p> <p>将来にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本として「食を営む力」の基礎を培うことをめざし各保育所において発達段階に応じて食育を進めます。</p> <p>地産地消の取組みとして地元の農家から新鮮な旬の野菜を届けてもらうことを継続し、今後さらに保育所や子どもたちと農家との交流を促進します。</p> <p>保育所から地域へ食の情報発信となるよう取組みます。</p>	子育て支援課
20	食育講座の開催 献立集の作成	<p>食育計画の推進を図るため、健康教室、健康診査、歯のひろば実施の際に、食育に関する講座を開催し、献立集の作成を行い普及啓発を図ります。</p>	健康推進課
(3)	マタニティスクール・マタニティクッキング(再掲)	<p>妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるよう支援するため、マタニティスクールを実施します。</p> <p>父親(パートナー)が、妊娠・出産の喜びを母親と共有し、妊娠中の準備を進め、子育てを母親とともに進めよう支援するため、父親(パートナー)が参加しやすい教室運営を工夫します。</p> <p>妊娠を機会に食生活を見直し、よりよい食生活が送れるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦同士の交流、仲間づくり、学習 ・料理実習 	健康推進課
(11)	離乳教室(再掲)	<p>離乳食の目的や必要性を理解し、実際の進め方、与え方、食事(栄養)の大切さを学習する場として、生後4か月児の保護者を対象に実施します。</p>	健康推進課

からだや健康、性、家庭づくりに関する教育の充実

次世代の親となる子どもたちが、自らのからだや健康、性、家庭の大切さを深く理解し、正しい知識を身に付けていくとともに、互いの性を尊重し合えるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の浸透を図りながら、健康教育や性教育を充実します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：生涯を通じて、個人(特に女性)が自らの身体と健康を主体的に考え、子どもを産む・産まないの選択を含めて自己決定することを基本的人権として位置づける理念

No.	施策	内容	担当課
21	健康教育の推進	<p>薬物乱用や喫煙の防止、感染症の予防などについて、正しい知識と理解を深められるよう、授業のなかで取り上げるとともに、下記の取組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生を対象とした啓発パンフレットの配布 ・学校等での啓発ポスターの掲示 ・インフルエンザや O - 1 5 7 など感染症が発生しやすい時期における手洗いやうがいの奨励 ・教職員や養護教諭の各種研修会への参加 ・養護教諭等による個別カウンセリングや個別指導 	学校教育課
22	子宮がん検診の受診勧奨と成人式等を活用した性感染症予防の啓発	平成 17 年度から、子宮がん検診の対象年齢が 20 歳から引き下げられ、婦人科医療機関への受診機会が拡大しました。啓発用パンフレットを成人式などの機会に配布し、検診の受診勧奨を図るとともに、自分自身の健康を守ることや性感染症についての正しい情報を提供します。	健康推進課
23	乙訓薬物乱用防止指導員協議会	麻薬・覚せい剤等の乱用のない社会を目指し、薬物乱用の未然防止を図るため、講演や啓発運動を実施します。(事務局：京都府乙訓保健所)	健康推進課

思春期のこころとからだづくりの推進

「健やか親子 21」のなかでも「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」については、重要な課題に位置づけられています。

健やか親子 21：21 世紀の母子保健を推進する国民運動計画(2001 年から 2014 年)

思春期の子どもたちやその保護者を対象に、思春期を取り巻く様々な課題(こころ・からだ・性・喫煙・飲酒・薬物等)について、健康教育や相談、情報提供等を行っていくことが重要であり、医療機関、学校、児童相談所、保健所等の関係機関と連携を図り思春期保健の推進を図ります。また、思春期の子どもたちが地域の人たちに見守られ、健やかに生活できるような地域づくりを目指します。

思春期特有の悩みを気軽に相談できるよう、学校、家庭児童相談室、保健センター、保健所等の関係機関との連携により、相談体制を整備します。

基本目標 安心して子どもを育てるために

	施策	内容	担当課
24	スクールカウンセラー等相談員の配置（重複）	<p>児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者を配置し、養護教諭等と連携して学校における教育相談機能の充実を図ります。</p> <p>・配置数（平成20年度）</p> <p>スクールカウンセラー 小学校1名 中学校4名</p> <p>心の居場所サポーター 中学校2名</p>	学校教育課
25	思春期のこころとからだの相談体制の充実	<p>思春期やせ（摂食障害）やリストカット（手首自傷症候群）など思春期特有の悩みなどに対して安心して相談できる体制を保健所や児童相談所等と連携し、整えるなど支援をしていきます。</p>	子育て支援課
26	思春期の子どもを持つ保護者支援	<p>思春期の子どもを持つ保護者が、子どもの健康状態を把握し、子どもが健やかに育つように、適切ななかかわりができるよう、支援をしていく必要があります。</p> <p>保護者が持つ悩みに対応するため保健所や児童相談所等と連携し、相談体制を整えます。</p>	子育て支援課

スクールカウンセラー：いじめ、不登校、問題行動等の未然防止と早期発見を図る目的で「児童生徒へのカウンセリング」、「教職員や保護者への指導と援助」等を行うため、スクールカウンセラー（臨床心理士等、児童生徒の精神面や心の問題に関して専門的な知識、経験を有する者）を学校に配置する事業

心の居場所サポーター：不登校の未然防止と早期解決を図るため、学校の相談室等での相談、学習支援を行う相談員（学生等）を配置する事業

(3) 親になることへの学びの支援

少子化や核家族化の影響等により、乳幼児にかかわる体験を持たないまま、親になる場合が多くなっています。乳幼児とふれあうことで、将来、子育てにかかわる際の貴重な予備体験をし、育児不安や虐待の予防につなげていきます。

妊娠・出産・育児等に関する学習機会の充実

将来子どもをもちたいと考えている人に対して、妊娠・出産・育児等に関する基本的な知識・情報を提供したり、子育て経験者から家庭の大切さや子育てに関する生きた知恵を学んだりできる講座・教室を開催します。

子育て体験の充実

少子化のなかで、次世代の親となる子どもたちが、乳幼児と接したりいっしょに遊んだりすることにより、自分より幼く小さい者に対する思いやりの心を育み、接し方を体得できるよう、保育所等と連携を図りながら、乳幼児とふれあう機会を充実します。

No.	施策	内容	担当課
27	こころ生き生き体験活動	命の大切さ、子育ての喜びや楽しさ、難しさ等を体感するため、中学2年生を対象に保育所・幼稚園での保育体験を行います。	学校教育課
28	中・高校生のための子育て体験教室	子育て体験教室では、講義や保育体験活動を通して乳幼児の心理や発達について学ぶとともに、将来親になったときにスムーズに子どもと向き合えるよう支援します。 ・実施回数（平成20年度） 1講座・4回シリーズ	中央公民館
29	ボランティア体験	高校生等を対象に福祉施設での体験学習を機会に、利用者とのふれあいを通じて人を思いやる心を育み、福祉施設の役割や福祉の仕事への理解を深めることを目的に、各種ボランティア体験を実施します。（サマーボランティア体験、福祉体験、福祉協力校指定など）	社会福祉協議会

基本目標 家庭での子育てを支えるために

基本目標 家庭での子育てを支えるために

(1) 子育て相談・支援体制の充実

子どもを育てている人が不安や悩み、孤立感、負担感を一人で抱え込んでしまうことなく、子どものしつけなど育児に関する様々な相談を身近なところで気軽にできるよう、各種相談窓口や交流事業を充実するとともに、様々な方法を用いて子育て支援サービスに関する情報提供を充実します。

子育て支援センター、保育所等での相談、交流事業の充実

親子が気軽につどい、交流できる子育てセンターの事業を充実します。

地域で保護者や住民が主体となって活動する子育てサークル等に対して、必要な情報の提供、活動場所の確保などの支援を行います。

子育てについての悩みや不安などの育児相談を保育所や子育てセンターにて充実します。

No	施策	内容	担当課					
30	地域子育て支援センター事業	<p>地域で安心して子育てができる環境づくりを目指し、次の事業を行っています。</p> <p>地域における子育て家庭の育児不安等についての相談 子育てに関する情報及び学習機会の提供 子育てサークル等の育成 子育て支援ネットワークの確立 子育てや保育に関する社会資源の情報提供 子育て親子の交流、つどいの場の提供</p> <p>(設置場所) 子育てセンター「すこやか」 市保健センター 子育て支援センター「さくら」 市立第1保育所 子育て支援センター「秋桜」 市立第5保育所 子育て支援センター「ひまわり」市立第6保育所</p>	子育て支援課					
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が気軽に利用できるよう、地域需要や地理的バランスを考慮して整備を進めます。 保育所に限らず、公園や公民館等地域での子育て親子の交流の場、つどいの場の提供を拡大します。 						
	指標目標	<table border="1"> <tr> <td>成果指標</td> <td>現状(平成21年度)</td> <td>目標(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>設置箇所数</td> <td>4か所</td> <td>5か所</td> </tr> </table>	成果指標	現状(平成21年度)	目標(平成26年度)	設置箇所数	4か所	5か所
成果指標	現状(平成21年度)	目標(平成26年度)						
設置箇所数	4か所	5か所						

家庭児童相談室の充実

家庭における児童に関する様々な悩みを抱えている市民に対して、児童の適正な保育・教育等の相談に応じ、児童の福祉向上を図ります。

No.	施策	内容	担当課
31	家庭児童相談	家庭における児童に関する様々な悩みを抱えている市民が、家庭内での子どもの養育、しつけなどの相談が気軽にできるように、相談活動の充実に努めます。	子育て支援課

保護者に対する子育て学習機会の充実

幼稚園、学校、PTA等の関係機関・団体との連携を図り、子どもの保護者が子育てについて学習する機会を充実します。

No.	施策	内容	担当課
32	家庭教育支援講座、子育て応援講座	子育てに関する情報が氾濫している中で、乳幼児の子どもを育てている親が元気になれるように、家庭での教育で大切にしたいことや、親自身がストレスを発散できるような内容の講座を実施します。保育ルームを設け、参加しやすい環境を整えます。 ・実施回数（平成20年度） 1講座・2回	中央公民館

子育て支援のための情報提供の充実

子育て情報紙、ホームページ等を活用し、地域や家庭での子育てを支援する情報の提供を充実します。

No.	施策	内容	担当課
33	子育てガイドブック・情報紙の発行	子育て支援に関する各種サービスの紹介や相談機関等の情報等を提供し、各種サービスの周知徹底と利用しやすいサービスに努めます。 ・子育てガイドブックの発行 妊娠期から就学前までの各種手続きや手当、保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックの作成を行い、情報の提供に努めます。 ・子育て情報誌の発行 子育て支援センターの事業内容や保育所に関する特集号を作成し、子育て家庭に各戸配布し、情報の提供に努めます。 ・「広報むこう」を通じた情報の提供 毎月1日号の「広報むこう」で子育て情報を発信します。	子育て支援課

(2) 様々な状況にある子どもや家庭への支援

「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害児等の健全な発達を積極的に支援します。また、各家庭の状況に合わせた支援や情報提供等を充実していきます。

障害のある子どもと家庭への支援の充実

地域の人々が障害に対する理解を深めるための啓発や福祉教育を推進します。

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、情報提供や相談・援助、療育、就学指導など総合的な支援を推進します。特に増加の傾向にある学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達障害を早期に発見し、早期療育ができるように努めます。

医療、リハビリテーション、保育等の連携による総合的な療育を通じて、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの成長・発達を促します。

No.	施策	内容	担当課
34	障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、児童デイサービス） 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）	心身に障害や発達に遅れのある児童に対して療育等を行う児童デイサービス、一時的に障害児を施設等で受け入れる短期入所や日中一時支援、居宅や外出時のヘルパーによる支援を行う居宅介護や移動支援を実施し、障害児の発達支援、外出支援及び障害児の保護者に対する支援を行います。（支援費制度は平成17年度限りで終了し、平成18年度には障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスと地域生活支援事業の二つの事業に体系が再編されました。）	障害高齢福祉課
35	児童補装具交付・日常生活用具給付	補装具の交付・修理や日常生活用具の給付により、重度障害児の日常生活の援助を行います。	障害高齢福祉課
36	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	身体障害者手帳に該当しない小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障害高齢福祉課
37	障害児野外研修	より多くの人たちと外出する機会を設けることにより、新たな仲間と出会うことと保護者同士の情報交換の場を提供することを目的として実施します。	障害高齢福祉課
38	保育所における障害児保育事業	保育の実施にあたっては、児童一人ひとりの発達課題や障害の状況を継続的に把握し、個々の児童の個別課題を考慮しながら、専門家の意見を踏まえた上で、集団のなかでともに育ち合えることを大切にします。	子育て支援課
39	特別支援教育の推進（重複）	特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状態に対する理解を深め、適切な支援体制の整備を進めます。	学校教育課

No.	施策	内容	担当課
(9)	健康相談事業（再掲）	健康や育児について気軽に相談できる場として健康相談事業を実施します。 発達・ことばの相談等、主に精神発達面について個別の指導が必要な子どもに対しては心理相談員・ことばの相談員の専門家による相談を行います。	健康推進課

未熟児、低体重児、多胎児への支援

未熟児や低体重児、多胎児などは、身体の発育が未熟な場合が多く、疾病にもかかりやすい等特別な子育て支援を必要とするケースがあります。

また、保護者への負担（身体的・精神的・経済的等）が大きく、その状況に対応するため、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、総合的な子育て支援を推進します。

ひとり親家庭等への支援の充実

家庭のおかれている様々な状況に対応した生活支援情報の提供や、相談の充実を図るとともに、ひとり親家庭相互の交流などを通じて生活の安定と自立を支援します。

障害のある保護者への支援の充実

保護者に障害がある場合は、日常生活や子育てに困難が生じる場合が多く、特別な子育て支援を必要とするケースがあります。保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、家庭や保護者の障害の状況に対応した総合的な子育て支援を推進します。

（3）児童虐待防止のための対策

乳幼児健診時に育児不安やストレスを抱える親を把握することをはじめとして、虐待の予防・早期発見・早期対応のために「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の機能を充実します。

児童虐待の予防対策の推進

乳幼児健診、家庭訪問、健康相談などを通して、親の育児力を養い、親が安心して育児できるよう支援するとともに、既存の母子保健システム（就学前児の全数把握）を活用し、虐待の発生リスクの高い親子を早期に把握し、必要な手だてを講じ、虐待の防止に努めます。

育児不安が高い保護者や精神疾患により虐待に移行する危険性の高い保護者に対して、精神科医師やカウンセラーが相談を行い、安定して子育てができるよう支援し、児童虐待の未然防止を図ります。

基本目標 家庭での子育てを支えるために

子育てにかかわる関係者による予防ケース検討会議（養護、見守り連絡会議）を定期的開催し、援助を必要とする家族（ハイリスク家庭）を把握し、早期からの援助を行うことにより、虐待の未然防止に努めます。

児童虐待防止への広報、啓発活動の強化

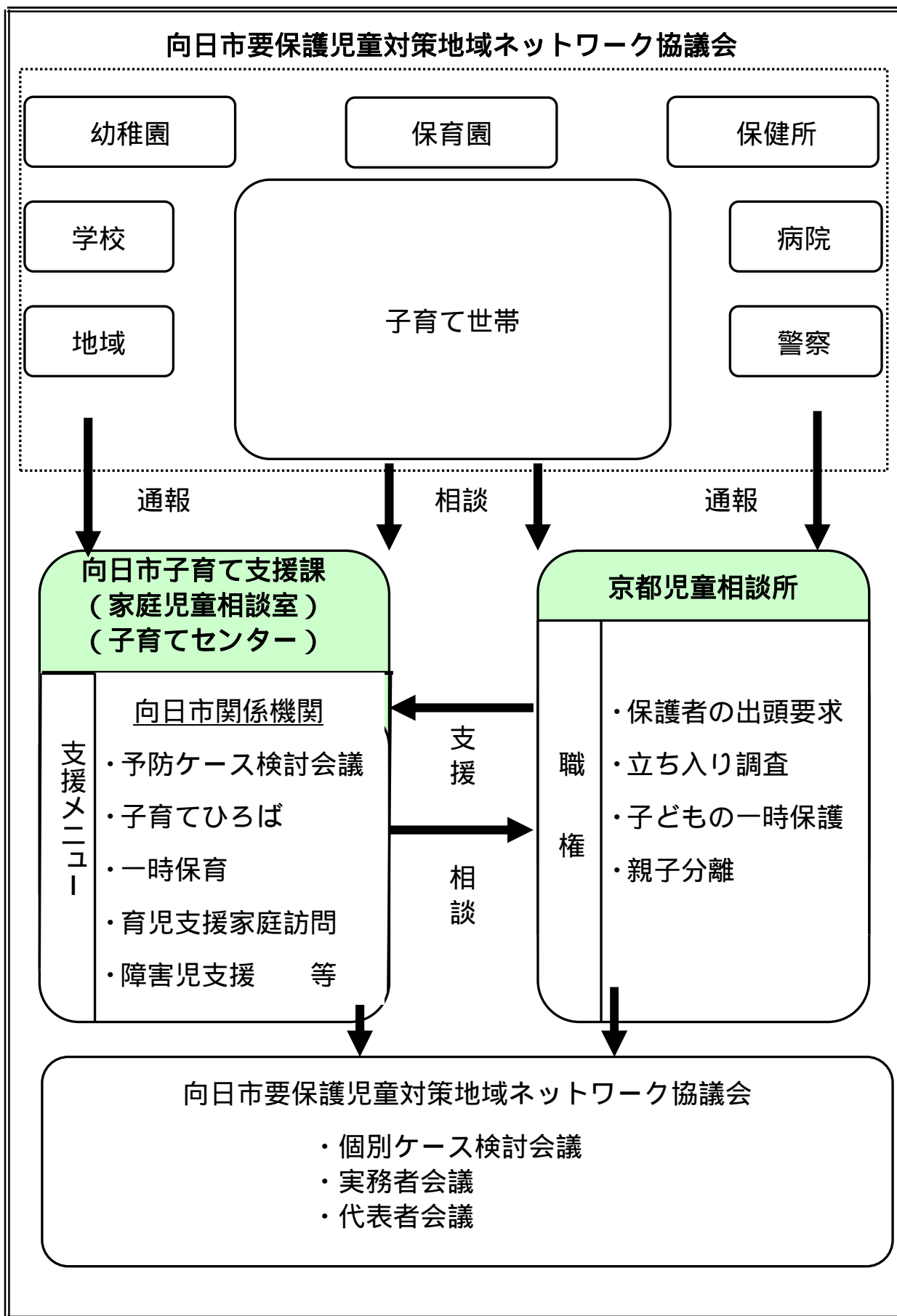
市民に対して、「子どもの権利条約」の理念等、子どもの人権尊重について普及・啓発に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待防止に向けた取組みを促進します。

No.	施策	内容	担当課
40	児童虐待防止への広報・啓発	児童虐待防止に向けた取組みを促進するため、広報・啓発活動を推進します。	子育て支援課

児童虐待に対する対応の強化

保育所、幼稚園、学校をはじめ、市の母子保健担当、児童相談所、主任児童委員、民生児童委員、警察、医療機関、福祉事務所などの関係機関が連携を図り、児童虐待防止に向けて、早期発見・早期対応、親子の心身のケア等に向けた対応を充実します。

No.	施策	内容	担当課
41	要保護児童対策地域ネットワーク協議会	市における相談・通告窓口としての福祉事務所・家庭児童相談室の充実を図るとともに、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の発展・強化を目指します。	子育て支援課



基本目標 家庭での子育てを支えるために

(4) 子育て家庭への経済的支援

乳幼児及び児童生徒のいる家庭、ひとり親家庭、障害児を有する家庭等、子育て家庭に対する各種手当制度の普及啓発に努めるとともに、国・京都府に対して制度の充実を要望します。

幼稚園教育の推進については、就園を奨励する事業を充実し、保護者の経済的支援を図ります。

No.	施策	内容	担当課
42	京都子育て支援医療費助成制度	子育て家庭への経済的支援及び、子どもの健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の自己負担分の一部を助成します。	医療保険課
43	福祉医療費助成制度	重度心身障害者並びに母子家庭児童及びその母の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担分を助成します。	医療保険課
44	児童手当・(特別)児童扶養手当	児童、母子家庭児童、障害のある児童の健全な育成を図るため手当を支給します。	子育て支援課
45	障害児福祉手当	常時介護を要する20歳未満の重度障害児に手当を支給します。	障害高齢福祉課
46	私立幼稚園就園奨励費補助・私立幼稚園児教材費補助	幼児教育を推進するため、私立幼稚園に通う園児の保護者に各種補助金を交付します。	教育総務課
	私立幼稚園設備費補助・私立幼稚園協会研究費補助・私立幼稚園特別支援教育振興補助金	幼児教育の充実を図るため、市内の私立幼稚園に、設備費、教育研究費、特別支援教育に係る人件費について補助金を交付します。	

基本目標 仕事と生活の調和を実現するために

(1) 雇用環境の整備促進

男女がともに、仕事と生活の調和を実現させ、子育ても仕事も大切にできるように、雇用環境の整備に向けた啓発を行っています。

子育てと仕事の両立ができる職場づくり

仕事を持つ男女にとって育児休業が取得しやすく、また職場復帰しやすい環境整備を図るため、育児休業制度についての理解促進や制度の普及・定着に向けて、京都府や関係機関との連携のもと、事業主及び就業者に対する啓発を行います。

労働時間の短縮やフレックスタイム制などの柔軟な働き方について、京都府や関係機関との連携のもと、事業主及び就業者に対する普及啓発を行うとともに、子育てを目的とした短時間勤務制度や時間外労働の制限及び深夜業免除、妊産婦に対する母性保護のための就業の制限や健康管理の規定についても、周知を図ります。

No.	施策	内容	担当課
47	育児・介護休業制度の普及啓発	男女ともに育児、介護休業制度の利用を促進するため、制度の周知等を行います。	地域福祉課 市民参画課
48	在宅勤務等多様な就労形態についての情報提供	在宅勤務などの新しい働き方について国が定めたガイドラインの周知を図るとともに、各種情報の提供に努めます。	地域福祉課 市民参画課
49	次世代育成支援対策推進法等の関係法制度の広報啓発	事業主や労働者を含めた職場環境の意識改革と就労環境の整備のため、「次世代育成支援対策」について普及啓発に努めます。	子育て支援課

男女がともに働きやすい環境づくり

家庭と仕事の両立支援のため啓発事業を行います。出産・育児等により退職し、再就職を希望する人に対して、ハローワークなど関係機関との連携のもと、情報提供を行います。

No	施策	内容	担当課
50	男女雇用機会均等法の周知	事業主、労務担当者などに対して「男女雇用機会均等法」のより一層の周知を図ります。	地域福祉課 市民参画課
51	出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	出産・育児等により退職し、再就職を希望する人に対して、ハローワークなど関係機関と連携して情報提供に努めます。	地域福祉課

基本目標 仕事と生活の調和を実現するために

(2) 多様な保育サービスの充実

保育サービスの提供については、子どもの幸せを第一に考えるとともに、延長保育等の多様な保育需要に応じた提供体制の整備に努めます。

保育所施設・設備の充実

保育需要に見合う受入枠を確保するよう、社会福祉法人による保育所の新設等により定員増を図るとともに、すべての保育所において特別保育事業等の充実に対応できる施設・設備の整備に努めます。

No.	施策	内容		担当課
52	平日保育サービス	住宅開発や北部開発等にもなう人口増や共働きの一般化、就労形態の多様化などに伴い、保育所定員が不足することが予測されます。保育需要に見合う受け入れ枠を確保するよう、社会福祉法人による保育所の新設等により定員増を図ります。		子育て支援課
	指標目標	成果指標	現状(平成21年度)	目標(平成26年度)
		入所定員	990人	1,050人

特別保育事業等の拡充

多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育、一時預かりなどのサービス提供を拡充します。

病児保育等については、医療機関に委託し、サービス提供体制を整備します。

No.	施策	内容		担当課
53	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う、長時間保育の需要に対応するため、延長時間について、今後検討を行います。 ・実施状況 公立 5か所 / 私立 3か所 1時間延長、19時まで		子育て支援課
	指標目標	成果指標	現状(平成21年度)	目標(平成26年度)
		1時間延長実施箇所	8か所	現状維持(全園)
	2時間延長実施箇所	0か所	1か所	

No.	施策	内容		担当課	
54	一時預かり事業・休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、育児に伴う精神的、身体的な負担感の解消など多様な保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。 ・対象児童 保育の実施の対象とならない満1歳から就学するまでの児童 ・保育時間 月曜日から金曜日：午前8時30分から午後4時 土曜日：午前8時30分から正午 ただし、やむを得ない事情があるときは、午前8時から午後6時までの間で実施します。		子育て支援課	
	特記事項	・0歳児の利用については、今後のニーズを把握するなかで検討します。 ・休日の利用については、今後のニーズを把握するなかで検討します。			
	指標目標	成果指標	現状（平成21年度）		目標（平成26年度）
		一時預かり事業	2か所	現状維持	
		休日保育事業	0か所	1か所	
55	病児保育事業	就学するまでの児童が病気又は病気回復期にあり、他の児童との集団生活が困難な時期に、やむを得ない事情により一時的に家庭で保育できない場合、その児童を一時的に預かります。		子育て支援課	
	指標目標	成果指標	現状（平成21年度）		目標（平成26年度）
		実施箇所	1か所		現状維持

保育の質の向上

保育ニーズの多様化、地域における保育所機能の拡大に伴い、保育士の専門性を高めるための研修制度の充実や、保健・衛生面の対応の明確化、幼稚園・小中学校など地域の関係機関と連携する等、総合的な保育内容の質の向上を図ります。

No.	施策	内容		担当課
56	保育内容の質の向上のための取組み	自己評価の推進、保育所内外の研修の充実、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るよう必要な支援等、保育環境を改善・充実するための保育を支える基盤を強化します。		子育て支援課

基本目標 仕事と生活の調和を実現するために

留守家庭児童会の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない低学年児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会を運営、施設・設備の改修や指導員の質の向上を図ります。

No.	施策	内容		担当課
57	留守家庭児童会	「放課後児童クラブガイドライン」に添った運営に努めます。		生涯学習課
	指標目標	成果指標	現状(平成21年度)	目標(平成26年度)
		入所児童数	496(待機なし)	待機なし

放課後児童クラブガイドライン：放課後児童クラブを運営するに当たって、その質の向上を資することを目的とし、必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指したもの

(3) 子育てへの男女共同参画の推進

子育てについては、男女が共に担うものであり、特に、男性が育児に積極的に関わっていただけるよう、男女共同参画社会の実現を目指した広報・啓発活動等を推進します。

男女共同参画についての広報・啓発等の充実

固定的な性別役割分担意識の是正を図り、子育てへの男女共同参画について、理解を深めるきっかけづくりとしての広報・啓発活動を推進するとともに、フォーラムや講演会等を開催します。

No.	施策	内容	担当課
58	フォーラム及び講演会の開催	男女共同参画社会の実現を目指して、フォーラム及び講演会を開催します。 ・実施回数(平成20年度) フォーラム 年1回 講演会 年1回	市民参画課

男女平等教育の充実

次世代の親となる子どもたち一人ひとりが子育てや家事等を担うことの大切さを理解するよう、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の連携により、男女平等教育を充実します。

No.	施策	内容	担当課
59	男女平等教育の充実	男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対し、研修を実施します。	学校教育課 子育て支援課

基本目標 子どもと子育てにやさしい地域づくりのために

(1) 魅力ある遊び場づくりの推進

都市化の進展に伴い、豊かな自然や自由な空間といった、子どもにとって必要な遊び場や安全な居場所が少なくなっています。また、地域の歴史や風土に根ざした文化を伝えていくことも重要な課題となっています。このため、子どもの成長段階に応じ、地域との連携を図りつつ、個性ある魅力を備えた遊び場や居場所の創出と整備に努めます。

遊び環境の整備

子どもたちの憩いの場を確保する観点や自然整備を通して、豊かな自然の魅力ある遊び場づくりの推進として、はり湖池周辺緑地整備など、散策道を含む一部施設を再整備し、緑地の適正な保全と活用を図ります。

子どもたちにとって魅力的な公園や児童遊園づくりを行うため、既存施設の補修を進めるとともに、今後も用地確保に努めます。

子どもたちが家庭や地域で運動やスポーツに親しみ、体を動かす楽しさを味わうとともに体力の向上を図ることができるように、スポーツ活動への支援に努めます。そのため放課後や休日に、子どもたちが気軽に訪れ、遊びやスポーツ等ができる場所として、学校体育施設の開放を実施します。

No.	施策	内容	担当課
60	総合型地域スポーツクラブへの支援	子どもから高齢者まで、それぞれの体力と運動能力に応じたスポーツ活動が継続して行える、総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」の育成支援に努めます。	生涯学習課
61	学校施設開放事業	学校体育施設は、市民に最も身近にあるスポーツ施設であり、現在もスポーツ開放していますが、今後さらに小・中学校施設の有効活用に努めます。	生涯学習課

安全・安心な遊び場づくりの推進

子どもがのびのびと遊べるよう、子どもの遊び場となりそうな場所の安全点検を行い、遊び場の安全確保を図ります。また、子どもの遊びの重要性や、子どもが安心して遊べるよう地域で見守ることなどについて、市民の意識啓発を行います。

No.	施策	内容	担当課
62	公園整備	子どもたちの安全を確保する観点から、道路や家から公園内が見渡せるように樹木の剪定等に配慮するとともに、遊具が常に安全に使用できるよう保守点検を行います。 清掃等の日常的な管理を地域の自治会等に委託し、良好な維持管理を図ります。	市街地整備課
63	史跡の整備と活用	市内に所在する史跡を整備し、子どもたちの身近な遊び場としても活用できるよう、清掃等維持管理を図ります。	文化財調査事務所

(2) 子どもと子育てにやさしい環境づくりの推進

平成18年度に策定した「向日市バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリーを必要とするあらゆる人が、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」のユニバーサルな考え方に基づいた安全、安心、快適さを享受し住み続けられるまちとなるよう、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある生活空間の整備を推進します。また、公営住宅等においては、地域コミュニティの活性化が図られるような施設・設備の整備を推進します。

居住環境の整備

公営住宅への入居については、今後もひとり親世帯、多子世帯などに配慮した入居制度を実施します。

既存の公営住宅の建替え、改善等にあたっては、子どもにとって安全・快適な居住環境となるよう配慮するとともに、子どもと高齢者等との世代間交流や、地域コミュニティの活性化が図られるような施設・設備の整備を推進します。

No.	施策	内容	担当課
64	公共賃貸住宅における子育て期の多子世帯等の優先入居の制度活用	住居に困っているひとり親世帯、多子世帯等に対して、府営住宅の特定目的優先入居制度の活用を図ります。	子育て支援課
65	良好な住宅ストックの形成	住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく住宅性能表示制度やシックハウス対策の推進により、耐震性能や耐久性能、バリアフリー性能等を満たした良質な住宅ストックの形成を目指します。	都市計画課

生活環境の整備

生活環境の整備にあたっては、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、子ども、妊婦をはじめ、高齢者や障害者など、すべての市民が安全かつ快適に生活できるよう整備を推進します。

市役所、公民館、図書館などの公共施設において、ベビールーム、授乳コーナー、トイレ内部へのベビーベッド、ベビーチェア等の設置に努めるとともに、多くの市民が利用する民間の建築物についても設置に向けて協力を求めます。

歩道整備については、子ども、妊婦、ベビーカー・高齢者や障害者等が安全・快適に利用できるよう、安全点検を実施し、歩車道分離、幅員の確保、段差解消、放置自転車の撤去などを推進します。

妊婦や子ども連れの方が安心して外出できるように、地域全体で思いやりある気持ちを持ち「心のバリアフリー」を広めるための普及啓発活動に努めます。

No.	施策	内容	担当課
66	安全な道路環境の整備	高齢者や障害者など様々な方が安全で快適に利用できるよう、歩道拡幅、新設や既存歩道の段差の解消・勾配の緩和、視覚障害者誘導ブロックの設置を行います。	道路整備課
67	公共施設等における「子育てバリアフリー」についての検討	子どもや妊産婦、子育て中の方が安心して外出できるよう、公共施設等において、子育てバリアフリー化が推進されるよう検討します。	企画調整課
68	駐輪場等対策事業	駐輪場の確保はもとより駅前自転車整理区域内では、駐輪指導等の徹底や放置自転車撤去により、通行の安全を確保します。	環境政策課
69	マタニティマークの普及啓発	母子健康手帳配布時にマタニティマークのキーホルダーを配布するとともに、マタニティマークの普及のため、マーク入りの封筒を独自で作成しています。マタニティマークについて広く市民に啓発し、妊産婦に優しい環境づくりに取り組みます。	健康推進課

基本目標 子どもと子育てにやさしい地域づくりのために

(3) 子どもの安全確保と有害環境への対策

全国で子どもをめぐる事件が相次いでおり、子どもたち自らが自分の身を守るという意識と実践技能の習得が必要となってきました。交通安全教育はもちろんのこと、犯罪予防の観点からも、防犯灯の設置や実践的なプログラムの実施等に取り組めます。

学校及び登下校時における安全確保の推進

通学路への交通指導員の配置や、不審者情報の共有などを通して、登下校時の安全確保を推進します。また、教職員などへの研修を推進します。

No.	施策	内容	担当課
70	通学路安全対策	通学路の危険箇所交通指導員を配置し、児童の通学時における安全確保を図ります。 学校・保護者・地域が連携して、児童生徒の安全確保に努めます。	学校教育課
71	不審者情報提供	不審者情報を各学校に提供し、教職員が児童生徒に注意啓発や安全指導に努めるとともに、携帯電話のメール配信、保護者連絡網、学校からのプリント等により学校から保護者に情報提供することにより児童生徒の安全確保を図ります。	学校教育課
72	安全研修	教職員を対象に、学校における不審者対策の安全研修を実施します。	学校教育課
73	交通教室	児童生徒に正しい交通ルールを体験的に指導し、通学時における安全確保を図ります。	学校教育課

乳幼児等安全確保の推進

乳幼児の安全確保のため、事故防止のための啓発や就学前の交通安全教室を行います。

No.	施策	内容	担当課
74	就学前児童交通安全教室	幼稚園・保育所等の小学校入学前児童を対象にして、毎年1月に交通安全教室を開催します。 ・参加人数(平成20年度) 482人	環境政策課
75	シートベルト・チャイルドシート・児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	乳幼児の事故防止のため、シートベルト・チャイルドシートの着用や、自転車乗車時のヘルメット着用について乳幼児健診時にリーフレットの配布を行うなど、啓発活動を行います。	環境政策課 健康推進課

地域での安全対策の推進

防犯灯の新設・保守管理を推進することで、交通事故や犯罪の抑止効果を高めます。

No.	施策	内容	担当課
76	防犯灯の新設及び保守管理事業	交通事故や犯罪の抑止となる防犯灯の新設・保守管理に努め、安心・安全なまちづくり環境づくりを目指します。	環境政策課

有害環境対策の推進

最近の青少年を取り巻く環境には、有害図書・ビデオをはじめ、屋外広告物、薬物・シンナー、暴力等、様々な問題が指摘されています。地域社会における有害環境の浄化運動を推進していきます。

携帯電話やインターネット利用が子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えている実態を踏まえ、家庭や地域社会と連携して、啓発や学習機会の提供に努めます。

No.	施策	内容	担当課
77	環境浄化活動	「京都府青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づき青少年の健全育成を図るため書店、自動販売機等の立ち入り調査を行うなど環境浄化に努めます。	生涯学習課
78	携帯電話、インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るための取組み	家庭や地域社会と連携して情報モラル指導の充実を図るとともに、関係機関と連携して被害防止に努めます。	生涯学習課 学校教育課

基本目標 ふれあい育む地域を目指して

(1) 個性を生かし、豊かな心を育む教育の推進

子どもたちがたくましく心豊かに成長するために、個性を生かし、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を養うことが求められています。そのため、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の実施や、多様な学習機会の提供等、教育内容の充実を推進します。

保育・教育内容の充実

子どもたち一人ひとりが豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、自立心と社会性を育むことができるよう、保育・教育内容を充実します。

豊かな人間性と子どもの人権についての正しい理解・認識を持った職員を養成するため、研修の充実を図ります。

No.	施策	内容	担当課
79	少人数授業	習熟の程度に応じたグループ編成等による一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施し、基礎・基本の徹底を図るとともに、発展的な学習や補充的な学習を行います。	学校教育課
80	社会人講師の活用	幅広い経験や優れた知識・技能を持つ社会人の活用により、学校の教育内容の多様化と、高度な専門内容や実技指導等の充実を図ります。	学校教育課
81	総合的な学習の時間	学校で全体計画を作成し、計画的に実施し、特に各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連づけ、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにします。	学校教育課
(24)	スクールカウンセラー等相談員の配置(再掲)	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者を配置し、養護教諭等と連携して学校における教育相談機能の充実を図ります。 ・配置数(平成20年度) スクールカウンセラー 小学校1名 中学校4名 心の居場所サポーター 中学校2名	学校教育課
(39)	特別支援教育の推進(再掲)	特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状態に対する理解を深め、適切な支援体制の整備を進めます。	学校教育課

人権教育の推進

「向日市人権教育・啓発推進計画」に基づき、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権について理解を深めることができるよう啓発に努めるとともに、人権尊重の視点に立った教育を推進します。

No.	施策	内容	担当課
82	人権教育	あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度の育成を図るとともに、各校においては、人権教育の公開授業を積極的に行い、家庭、地域への啓発に努めます。	学校教育課
83	平和と人権のつどい	人権が尊重される地域づくりを目指して、「向日市平和行動計画」に基づき、人権強調月間に子どもや女性、高齢者などの様々な人権問題について考える機会として、「平和と人権のつどい」を開催します。	市民参画課
84	人権研修会の開催	すべての市民があらゆる人権問題に対し豊かな人権感覚を持ち幸せな社会生活を営めるよう、人権強調月間や人権週間の期間中に研修会を開催して人権意識の高揚に努めます。	生涯学習課

地域に開かれた学校を目指す取組み

学校施設は、子どもたちが安心して遊び、スポーツを実践し、地域の人々と交流できる場と期待されています。運動場や体育館をはじめ学校施設の積極的な開放を推進します。

地域に開かれた学校運営に取組むため、ホームページ等により学校情報を積極的に提供するとともに、教育委員会に任命された保護者等が、校長の求めに応じて学校運営の意見を述べる学校評議員制度等を推進します。

環境教育の推進

環境や自然についての知識を学ぶだけでなく、自然体験や、様々な環境保全活動に参加することによって、持続可能なライフスタイルを目指す人材を育てるため環境教育を推進します。

No.	施策	内容	担当課
85	環境教育の推進	体験的な学習を積極的に取り入れ、環境に対する豊かな感性と環境に配慮した生活や行動ができる実践的態度の育成に努めて、家庭、地域社会、関係諸機関と連携を図り、それぞれの教育機能を生かした環境教育を推進します。	学校教育課

(2) 地域における子育て支援の推進

児童の健全育成を図る上では、地域の社会資源に加え、地域ボランティア等の人的資源を有効に活用した取組みが重要になります。そのため、地域ボランティア等との協働・連携や各種情報の提供、人材の育成支援など、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。

地域全体で子どもを見守り育てる意識の醸成

地域ぐるみで子育てを支援することの重要性について広報・啓発活動を行い、身近な地域における子育て支援への意識の醸成と、地域の一員としてできる取組みについて考えるきっかけづくりを拡充します。

自治会、PTA等の地域団体と連携し、地域の子どもに気を配る大人の増加を図ります。

No.	施策	内容	担当課
86	青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成連絡協議会の加盟団体相互の連携、交流を図る機会づくりに努め、総合的な取組みを促進します。 子どもの望ましい基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指す「早寝、早起き、朝ごはん」運動などを展開します。	生涯学習課
87	少年補導活動の推進	青少年の健全な育成を図るため、少年補導委員会を中心として、地域における少年の非行防止、及び社会環境浄化活動を推進します。	生涯学習課
88	市民活動との連携	子育て支援市民ボランティアサークルやファミリーサポートセンター、食生活改善推進員との連携を図ります。	子育て支援課

子育てを支援する人材の育成と組織化・既存組織との連携

地域で子育て支援を行うボランティア活動に、子育て経験者をはじめ市民の積極的な参加を促進するとともに、NPOなどとの協働で、子育てをサポートします。また、臨時的、突発的な保育を相互援助活動として行うファミリーサポートセンター事業を充実します。

ファミリーサポートセンター事業：地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者を会員とし、子育てサポートを行う事業

ボランティア・NPO相互、又はボランティア・NPOと行政間の連携を強め、各団体の活動に対し、市民協働センター「かけはし」等にて、必要な支援を行うとともに、既存の行政施策の有効性を高めます。

No.	施策	内容		担当課
89	ファミリーサポートセンター事業	育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりを目指し、ファミリーサポートセンター事業を充実します。		子育て支援課
	指標目標	成果指標	現状（平成21年度）	目標（平成26年度）
		実施箇所	1か所	

(3) 多様な体験活動への支援

地域や学校教育の場において、子どもたちが世代間の交流や文化活動への参加、歴史的な文化に触れること等を通して、豊かな人間性や多様な個性を育むよう、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を促進し、体験活動への支援を図ります。

子どもが主体となった地域活動への支援

地域における子どもたちの活動を支援するため、子ども会の育成指導者や青年ボランティア等の人材養成を促進します。

子どもたちが主体的に考え、意見を出し合い、役割を担うことにより、友情や社会性、責任感を育み、心豊かな成長につながるよう、遊びやスポーツ・文化活動を通じて、世代間の交流やふれあい体験の機会を提供します。

No.	施策	内容	担当課
90	子ども会活動の支援	子ども会育成連絡協議会等関係団体と連携し、子ども会活動を支援します。	生涯学習課
91	ジュニアリー・ダー養成講座・キャンプ教室	小中学生が体験活動を実践できるように指導者養成講座を開講します。	生涯学習課

基本目標 ふれあい育む地域を目指して

No.	施策	内容	担当課
92	子どもふれあい教室	学校外活動として、陶芸・木工・伝統工芸や理科の実験などの多様な体験ができる機会を提供します。 ・実施回数（平成20年度） 4講座・延べ8日	中央公民館
93	向日市少年スポーツ団体育成補助金交付事業	少年スポーツ団体のスポーツ活動の促進と健全育成を図るため、その事業に要する経費の一部を補助します。	生涯学習課
94	(財)向日市体育協会少年少女スポーツ教室	スポーツを通じて、少年少女の健全育成をはじめ、技術向上及び体力と健康の増強を図ります。	生涯学習課
95	世代間交流事業	第4向陽小学校児童を中心に、料理、茶道、むかし遊びなど世代間交流事業に取り組みます。	老人福祉センター「琴の橋」

まちの歴史や自然、文化に親しむ機会の充実と読書活動の推進

子どもたちがまちの歴史や自然、文化について学び、理解を深められるよう、文化資料館等の教育・学習施設との連携を図り、本市に伝わる文化財や史跡、伝統行事等に幼い頃から親しむ機会を充実します。また、図書館や図書館ボランティアと協力して、子どもたちが本に親しむ機会を提供します。

No.	施策	内容	担当課
96	竹の径保全整備	子どもたちがまちの自然とふれあえるよう、平成20年11月京都府景観資産として登録された竹の径をはじめ、付近一帯の竹林の景観保全等の環境整備を進めていきます。	産業振興課
		竹の径を京都府の文化的資産として登録をめざし、一層の環境整備に努めます。	文化財調査事務所
97	おはなし会	図書館職員による「おはなし会」を学校の長期休暇に合わせて年3回、4歳から小学校6年生を対象に実施し、読み聞かせ・ストーリーテリング・ブックトークなどを行います。	図書館
98	おはなしひろば	図書館のボランティア・サークル「きっず・らいぶらりー」が運営主体となり、第4土曜日に親子でも参加できるおはなし会として、「おはなしひろば」を開催します。	図書館
99	文化活動推進事業	地域の歴史学習や昔のくらしの学習など、学校の授業の一環として、子どもたちが文化資料館を訪れる機会を提供します。また、ものづくりなどの体験をとおして地域の歴史を学ぶ「夏休みこども歴史教室」を開催します。	文化資料館

No.	施策	内容	担当課
100	物集女車塚古墳石室一般公開	<p>物集女車塚古墳の石室公開時期を小学校の歴史授業に合わせるにより、実際に目で見て、体感し、まちの歴史に親しむ機会の充実に努めます。</p> <p>・見学者数（平成20年度）</p> <p>一般公開 348名</p> <p>臨時公開 596名</p>	文化財調査事務所

関係機関・団体間の連携強化

異なる年齢の子ども同士の交流、高齢者等との世代間交流、自然体験やボランティア体験など、様々な体験活動を通じて子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、保育所、幼稚園、学校、留守家庭児童会等の関係機関、団体間の連携強化を支援します。

第6章 計画推進に向けて

1. 全庁的な推進体制づくり

本計画は、向日市における次世代育成支援施策を総合的に推進するための指針となるものであり、推進にあたっては、保健、医療、福祉をはじめ、教育、労働、住宅、環境など幅広い分野にわたる関係部局の連携が不可欠となります。今後も引き続き、「向日市子育て支援ネットワーク推進会議」を軸に、全庁的な取り組みを積極的に進めていきます。

向日市子育て支援ネットワーク推進会議

(組織)

- (1) 地域福祉課
- (2) 健康推進課
- (3) 学校教育課
- (4) 生涯学習課
- (5) 企画調整課
- (6) 環境政策課
- (7) 子育て支援課

(概要)

子育て支援に係る庁内各部課及び機関等がより一層連絡調整を密にし、総合的かつ効率的な施策の推進を図ることを目的とし、向日市子育て支援ネットワーク推進会議を設置していますが、さらに身近な窓口が連携して、相談内容に迅速かつ的確に対応できるような体制の充実を図ります。

2. 地域における活動との連携

少子化や核家族化などが進む中、子育て家庭が孤立することがないよう、地域全体で子どもを見守り育てていくことがますます重要となっています。地域社会は子どもが健やかに育つための基盤となるものであり、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成団体、ボランティアなどの活動を核としながら、これらの関係機関・団体等と一層連携を図り、地域における子育て支援を推進していきます。

3．市民、企業等へのPRと情報提供

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、市民や企業、関係団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。市民や企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子育て支援推進にそれぞれが主体的に取り組めるように努めます。

また、本計画に基づく各種施策やサービス、相談窓口等に関して、わかりやすい情報提供を行っていきます。

4．推進状況の定期的な点検

計画を着実に推進するために、推進状況を定期的に点検するとともに、必要に応じて市民の意向等を把握しながら、施策の検討・調整を行います。また、市民、関係機関・団体等の参画のもと、計画の進捗状況を点検する場の設定について検討していきます。

5．財源の確保

本計画の推進にあたっては、積極的な財源の確保に努めるとともに、諸計画との調整を図り、効率的な事業推進に努めます。

資料編

- 1．向日市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
- 2．向日市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿
- 3．向日市次世代育成支援対策行動計画策定経過
- 4．意見募集（パブリックコメント）の概要